

平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日

平成 2 7 年 第 4 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

平成 2 7 年 第 4 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 7 年 1 2 月 1 0 日 (木)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 4 時 5 2 分

出 席 議 員 (1 0 名)

1 番	竹 内	き み 代	2 番	藤 井	清 隆
3 番	村 山	一 彦	4 番	吉 田	哲 也
5 番	井 上	武 津 男	6 番	岡 田	泰 正
7 番	岡 本	正 意	8 番	小 西	啓
9 番	岡 田	勇	1 0 番	畑	武 志

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 岡 西 純 次

書 記 増 田 加 代

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	中嶋浩喜
地方創生担当課長	草水清美
地域力推進課長	古田良明
人権啓発課長	井上順三
税住民課長	中嶋修
福祉課長	岡田博之
診療所事務長	久保順一
農村振興課長	北淳司
建設事業課長	東本繁和
会計管理者兼会計課長	山本千代美
農村振興課主幹	馬場正実
建設事業課主幹	竹谷正則

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	5番 井上武津男
	6番 岡田泰正

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第57号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第59号 和束町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第60号 和束町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第61号 京都地方税機構規約の変更について
- 日程第10 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまでございます。

ただいまから、平成 2 7 年和東町議会第 4 回定例会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

第 4 回和東町定例議会を招集させていただきましたところ、全議員の皆さんにご出席をいただきましてありがとうございます。

また、日ごろは和東町の行政に何かとご尽力をいただいております、この場をかりまして厚く御礼申し上げます。

ことしはちょうど第 4 次基本構想の前期計画の最終の年度という年でもありました。また、日本では地方創生ということで、総合戦略と人口ビジョンをきちっと想定して立てなきゃならん年でもありました。これについては本町では全職員が一丸となって取り組みまして、この 1 0 月末という非常に早い時期での計画を樹立し、国のほうへ早期に送ったということでもあります。このことによって上乗せの交付金が有利な交付金を受けられると、こういうことで、非常に皆さんと一緒に取り組めたということは本当に感謝いたしております。今回もその上にですね、来年のさらに議会分の上乗せを今、ねらいという言葉は変なことですけども、それを入れて、今、まちづくりに取り組んでいるところであります。

今後とも議員の皆さん方には一層のご協力、また、ご尽力を賜りたいと、このように思っているところであります。

さて、本日の第 4 回の定例議会でございますが、同意案件、また議決案件、全て議案に付するわけでございますが、どうか原案どおりご承認を賜りますことを切にお願い

いたしましたして、私のほうからの開会のご挨拶とさせていただきます。

本日は本当にどうもご苦労さんです。

ありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、井上武津男議員、6番、岡田泰正議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの12日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から12月21日までの12日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、平成27年度第6回、第7回の出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告を希望の議員は事務局にてごらんください。

次に、12月1日付で和東町商工会会長 井上勝司氏から、商工会に対する財政援助の強化について、小規模企業振興基本法制定を踏まえた商工会への支援及び財政援助の強化についての2件の要望書が出されております。

なお、会議規則第127条の規定により実施いたしました議員派遣については、お手元に配付しております一覧表のとおりでございますので、ごらんください。

なお、本日、申し出によりまして、建設事業課主幹、農村振興課主幹の出席を得ております。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、井上武津男議員。

○総務厚生常任委員長（井上武津男君）

総務厚生常任委員会報告。

本委員会は、12月2日に町長、副町長、関係課長の出席を求め、平成27度の事業の進捗状況を中心に事務調査を行いました。

初めに堀町長から、懸案の地方創生戦略計画などについては関係者や職員の努力により期限内に提出することができ、あわせて上乘せ交付金の対象になるなど、全国的にも先進地町村であることが認められたとの説明がありました。

次に、平成27年度の進捗状況の説明があり、初めに一般会計の予算執行状況では、歳入34億8,064万円の予算現額に対し22億1,750万円の収入で収納率が64%、歳出累計額は15億6,487万円で、執行率は45%となっていました。

主な課別の事業進捗状況を見ますと、初めに、総務課では、現在、第4次総合計画後期基本計画の審議については素案の審議中であり、12月のパブリックコメントの後、1月に原案審議を予定とのこと、また、人口ビジョン・地方版総合戦略策定調査事業については、町長の挨拶にもあったように、10月27日付で策定され、平成31年度までの5カ年の戦略が完成したとの説明で、計画書などの配付がありました。

地域力推進課では、観光客にトイレを貸すなどの縁側カフェプロジェクトの協力者を募集したところ、4件の応募があり、4件ともに指定したとのことでした。

また、空き家改修補助事業では、9月に募集、1件の申請があり、現在手続中であるとのこと、茶源郷おもてなし人材育成・観光産業創生事業では、9月、10月に募集を行ったが残念ながら応募がなかったとのことでした。

また、地域再生事業では、和東山の家の整備に合わせて人材育成などを図るため、現在、活性化センターに事業を委託しており、当日は、活性化センター担当者の出席を得、今後の経営の方向性や料金体系案などについて中間報告がありました。

福祉課では、一般会計、介護保険特別会計ともに例年どおりの進捗状況であり、10月末の介護保険給付事業では約3億7,490万円と、前年比の伸び率は横ばい状態であるとのことでした。

これら説明に対して各議員からは、町内個人医院の閉鎖に伴う診療所への影響や保健センターの設置、保育料の3人目以降の無料化に対する柔軟な対応やさらなる延長保育への検討、高齢者の認知症の増加に対する認知症サポート医の状況や児童クラブと小学校との連携の状態について、消費税率引き上げに伴う臨時福祉給付金制度の啓発状態や難病患者らが周囲の人に知らせるヘルプカードの取り組み、平成30年の国民健康保険の広域化に向けて、滞納整理対策やマイナンバー通知カード未配達の現状などについて各種の意見・質疑が行われ、担当課長などからそれぞれ答弁を求めました。

また、このほか、マイナンバーにかかわる条例制定や和東町消防委員会からの建議書、お茶の京都マスタープランの作成などの資料が担当課から説明され、午後から現地調査では、ことし4月から和東保育園で実施されているゼロ歳児保育の施設、特に乳児保育室に設置された洋式トイレを見学し、保育園長から保育状況などの説明を受け、当日の現地調査を終えました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

産業常任委員会報告。

12月3日に開催いたしました産業常任委員会の報告を行います。

初めに、堀町長の挨拶の後、奥田副町長から本年度の予算執行状況について説明があり、続いて、農村振興課長、建設事業課長から所管事務の進捗状況について報告がありました。その後、各委員との質疑応答があり、農村振興課関係では、ごみ収集の処分費や有害鳥獣対策としての狩猟免許取得等助成、野猿の追い払い現状、捕獲おり設置と野猿の出現状況、シカの捕獲に対する補助制度や湯船森林公園内でのマウンテンバイク事業の取り組み状況、和束山の家改修工事の進捗や和束茶カフェでの茶販売についてなどが出されました。

また、建設事業課関係では、公共料金の滞納対策と不納欠損処理について、門前・祝橋整備事業や町営住宅第5中西団地建替事業、その他工事の今後の計画について意見・質問が出されました。

これに対し、担当課長や主幹からは、不法投棄のごみ処分に係る運搬・処分費は委託料で対応、狩猟免許取得者に対しては猟銃の講習会や猟銃保管庫等への助成を行い、野猿対策としては野生動物里山事業や野生鳥獣被害対策でオリの設置等を予定、野猿の出現状況を考慮して設置場所を決めたいとのこと、マウンテンバイクについては本年度初心者スクールを計画し、大会も年に2、3回と、1年間を通じた取り組みをしている。

山の家改修工事については4月オープンを目指しているが、工事が冬場を挟むことから現場と調整している。滞納対策は弁護士を入れて取り組んでおり、法的に対応を進めている。次の町営住宅建てかえは年明けから説明、3月に発注を、その他9月で予算補正をした工事関係も順次発注していきたいとの答弁、説明がありました。

午後からの現地視察では、湯船森林公園内に建設中の携帯電話等エリア整備事業のアンテナ塔や和束川に設置された新しい門前橋の現状等を確認しました。また、現地視察後、再開した委員会では、山の家改修後、どのように新しい山の家を運営していくのか、一般観光客の利用や町民の利用、団体宿泊客の増加、それに向けての体制や売り上げ目標、料金体系等の今後の方向性について活性化センターの担当者から説

明があり、各委員の質疑の後、この日の調査を終えました。

以上で報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続いて、一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、相楽郡広域連合議会、小西 啓議員。

○相楽郡広域連合議会（小西 啓君）

平成27年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会が、11月16日に相楽会館会議室において開催されましたので、報告させていただきます。

開会に当たり木村要代表理事から、本組合代表理事の選任については、去る10月21日開会の定例理事会において、理事の互選の結果、再任されました。任期は、平成29年10月26日までの2年間となります。また、地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しい状況であり、現在、各市町村においても、平成28年度予算編成に向けての取り組みがなされていますが、本組合としても、最小の経費で最大の効果が出る予算編成に取り組んでいきたい。

また、組合の主な取り組みについて次のように報告がありました。

平成27年度当初予算については、一般会計では3億9,800万円、特別会計では2,000万円で各種の事業を進めており、①し尿処理業務では、平成27年度上半期の搬入量は、し尿は前年比で約8.3%、浄化槽汚泥は約5.2%とそれぞれ減少しており、全体では約6.6%の減少となっており、今後も減少していくことが予想される。

また、し尿くみ取り手数料の改正は、現行10リットル当たり110円を原価計算の見直しをしたところ、10リットル当たり126円となったことから、平成27年4月から、業者への委託料は126円とし、平成27年10月から手数料も126円に改定した。したがって、平成27年4月から9月の半年間分は、差額16件を5市町村による行政負担とした。

②相楽消費者生活センターでは、平成27年度上半期の相談件数は303件で、1日平均2.5件、前年度比で43件、16.5%の増加となった。

③相楽休日応急診療所の運営では、平成27年度上半期の受診者数は311人で、平均すると1に当たり9.1人で、科目別では、内科137人、小児科174人でした。

④相楽会館について、貸し室は大ホールのみで上半期の実績は18件、1,555人の利用となっています。

⑤特別会計のふるさと市町村圏振興事業では、ホームページにより、本組合が保有する情報の発信をしている。

本定例会では、平成26年度の一般会計歳入歳出決算認定の件など3件の議案が、慎重審議の末、原案のとおり可決認定されました。

各議案の内容は次のとおりです。

順番に、各議案番号、懸命、提案理由、概要、議決結果の順番に述べていきます。

日程第1号、平成26年度相楽郡広域事務組一般会計歳入歳出決算認定について、平成26年度一般会計決算、歳入総額は4億6,469万3,249円、歳出総額は4億6,392万4,321円、歳入歳出差引額は76万8,928円、実質収支額は76万8,928円、全会一致で認定されました。

認定第2号、平成26年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成26年度特別会計決算、歳入総額は2,011万1,910円、歳出総額は1,846万122円、歳入歳出差引額は165万1,788円、実質収支額は165万1,788円、全会一致で認定されました。

議案第7号、相楽郡広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、本組合個人情報保護条例の関係規定について所要の改正を行うものです。これは賛成多数で可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（畑 武志君）

続きまして、相楽中部消防組合議会、吉田哲也議員。

○相楽中部消防組合議会（吉田哲也君）

相楽中部消防組合議会の報告をいたします。

初めに、私ごとにより、当日、組合議会を欠席したことを報告いたしますとともにおわびを申し上げ、当日の概要についてご報告させていただきます。

平成27年11月16日午後1時より、平成27年第2回相楽中部消防組合議会定例会が消防本部庁舎において開催され、初めに、河井管理者より、公用車の事故、救急救命士の養成、職員採用計画、消防施設装備等の設備・災害状況等の諸般の報告があり、その後、議案等の審議に入りました。

この日の案件は、認定1件、議案2件、報告2件の合計5件で、初めに認定第1号、平成26年度相楽中部消防組合一般会計決算認定の件が議題とされました。

決算の内容は、歳入総額13億4,401万8,623円、歳出総額13億7,211万1,512円、歳入歳出差引額3,680万7,111円で、実質収支額も同額の黒字決算となり、賛成者全員により認定されました。

次に、議案第5号は相楽中部消防組合個人情報保護条例の一部改正の件で、これは行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づき、特定個人情報の適切な取り扱いの確保と特定個人情報の開示を実施するために必要な措置を講じるため個人情報保護条例を改正するもので、賛成者全員により原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号は平成27年度相楽中部消防組合一般会計補正予算（第2号）の件で、これは年金一元化に伴う共済費やはしご車の修理、本部女子トイレ改修に伴う工事費、積立基金の増額等によるもので、歳入歳出それぞれに2,138万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,094万1,000円

とするもので、採決の結果、賛成者全員により可決されました。

最後に、報告第6号、第7号により物損事故による専決処分がそれぞれ報告され、この日の定例会が閉会されました。

以上、相楽中部消防組合議会の報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、山城病院組合議会、岡田泰正議員。

○山城病院組合議会（岡田泰正君）

国民健康保険山城病院組合の議会報告をいたします。

平成27年第2回国民健康保険山城病院組合の定例会は、平成27年11月24日午前9時30分より京都山城総合医療センター会議室で開催されました。

冒頭の挨拶で国民健康保険山城病院組合管理者、河井規子木津川市長より、同組合運営の「介護老人保健施設やましろ」で6月24日に、同施設で介護士が利用者に対して虐待事件が発覚したことに対し遺憾の意を表明するとともに、再発防止に努めたいと陳謝されました。

日程第4、一般質問は5名の方が行いました。

日程第5、認定第1号、平成26年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計資本剰余金の処分及び決算認定について、決算額は病院事業収益67億2,174万2,000円、病院事業費用66億5,331万5,000円、当年度純利益は6,842万6,000円と決算認定をいたしました。

なお、患者数及び医業収益については、前年度と比較して年延べ入院患者数は2.1%減少、入院収益は3.0%減少、一方、年延べ外来患者数は0.5%増加しており、外来収益は2.1%増加しています。

質疑では、未収金の回収の取り組みについて、入院患者の病床利用稼働率の向上に取り組む姿勢等々について質疑が交わされました。

次に、資本剰余金8,801万8,000円の処分については、会計制度改正に伴う

会計処理変更によるもので、全員賛成により可決いたしました。

日程 6、認定第 2、平成 26 年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計決算認定については、施設事業会計 5 億 4 6 5 万 6,000 円、施設事業費用 4 億 9,412 万 6,000 円、当年度純利益は 1,053 万円と決算認定をいたしました。

なお、入所者数、短期入所者数、リハビリ者数及び療養収益については、前年度と比較して年延入所者数は 4.7% 増加、施設療養収益については 4.2% 増加、年延べ短期入所者数は 4.8% 減少、短期入所療養収益については 2.3% 減少しています。年延べ通所リハビリ者数については 4.5% 減少、通所リハビリ療養収益については 2.9% の減少となりました。

認定第 1 号及び認定第 2 号のいずれも決算審査意見報告書の報告があり、賛成者全員にて認定第 1 号及び認定第 2 号の 2 案件は可決いたしました。

日程第 7、第 5 号議案、平成 27 年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計補正予算（第 1 号）は、予算第 3 条の収益的収入及び支出の予定額を病院事業収益 66 億 4,484 万 1,000 円に対して 1 億 2,904 万 1,000 円を補正するもので、合計額を 67 億 7,388 万 2,000 円とする。

第 3 条 予算第 7 条中 33 億 1,314 万 3,000 円を 34 億 5,914 万 3,000 円に改めるもので、補正額 1 億 4,600 万円は医業費用の給与費の増額分（看護師の増員、法定福利費等）であり、全員賛成で可決いたしました。

以上をもちまして報告いたします。

終わります。

○議長（畑 武志君）

続きまして、相楽東部広域連合議会、岡田 勇議員。

○相楽東部広域連合議会（岡田 勇君）

相楽東部広域連合議会について報告いたします。

相楽東部広域連合議会平成27年第3回定例会は、平成27年12月1日午前9時30分から南山城村議場において開催をされました。

会期の決定、閉会中の審査報告の後、3名による一般質問が行われ、小中学校におけるICT活用、児童生徒の薬物使用、南山城小学校への外国籍児童転入について、また平成28年度の笠置小学校運営について、テールアルメ擁壁及び周辺土地変状に伴う損害賠償請求事件の経過、クリーンセンターの今後の運営などについてそれぞれ質問がありました。そして、テールアルメ擁壁の変状を一日も早く周辺の住民の不安を取り除くために、東部広域連合の管理者3名に早く修復するよう強く要望いたしました。

その後、議案審議を行い、まず認定第1号、平成26年度相楽東部広域連合一般会計認定の件については、審議の結果、賛成多数で可決をされました。

続いて、議案第7号、平成27年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）の件については、歳入歳出それぞれ609万1,000円を追加し、歳入歳出総額を8億6,603万9,000円とするもので、主な増額理由は、テールアルメ裁判に関連する迂回路改修工事及び盛り土亀裂部分への雨水流入対策工事であります。全員賛成で可決をされました。

続いて、相楽東部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の件については、マイナンバー法の施行に伴う改正であり、賛成多数で可決をされました。

最後に、委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、会議は閉会いたしました。

以上、相楽東部広域連合議会報告を終わります。

○議長（畑 武志君）

以上で報告を終わります。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

答弁は簡潔明瞭に願います。

初めに、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

それでは、私のほうから一般質問をさせていただきます。

議長のお許しを得て、通告に基づき、私からは3項目の質問をさせていただきます。

1項目め、マイナンバー制度施行で住民が詐欺に遭わないための行政対応は。

マイナンバーは、国民一人一人に国から与えられた個人情報を集約する重要な数字であり、個人の特定のみならず個人の全財産に直結するものであります。一生を通して変わることがなく、自分以外の他人に漏れてはならない情報です。この制度が和東ではことし12月よりマイナンバー通知カード発送から始まりました。制度の運用は、平成28年1月1日から始まることになっていますが、1番目、住民が詐欺に遭わないためのマニュアル、パンフレットなどの作成があるか、2番目、マイナンバーの重要性周知は十分であるか、この点についてお聞きしたいと思います。

町長、税住民課長、総務課長の答弁を求めます。

2項目め、新型ウイルスによる危機対策について。

昨年、韓国においてコロナウイルスのSARSが発症し、2次感染、3次感染と対応のおくれが感染者を増した例を思い返したとき、早期対応の重要性が必要であると考え、1番目、和東町内で新型ウイルス発病が生じた場合、どのような対応をとられるか、2番目め、パンデミック状態、爆発的な発生になっても対応可能であるか、町長、福祉課長の答弁を求めます。

3項目め、高齢化時代において、健康寿命を延ばす方策はあるか。

和東町の概要、パンフレットの中で65歳以上の人口は38.4%と、日本全体からすれば高齢化が著しい状態で、健康寿命を延ばすことは、医療費、介護費の節減で

もあり、急務の対策であると考えます。そこで、1番目、各地域の公民館、広場に健康遊具の設置を考えてはいかが、2番目、ラジオ体操を積極的に行えるようなサークル活動の支援は、3番目、健康寿命を積極的に延ばしている地域の取り組みをパンフレットにして配布しては、町長、福祉課長の答弁を求めます。

以上が私の質問であり、2回目は自席より行います。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

井上議員よりいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、マイナンバー制度施行で住民が詐欺に遭わないための行政対応についてお答えいたします。

ご質問にありましたとおり、マイナンバー制度は12けたの個人番号を使い、国の機関や地方公共団体などが持っている個人のさまざまな情報を同一人の情報かどうかを確認する社会基盤であります。このマイナンバーを基本的な社会保障、税、災害対策の3分野で活用することにより、スムーズな申告・申請が可能となり、住民サービスのより一層の向上につながると考えられています。

マイナンバーをお知らせする通知カードにつきましては、本町においては、11月中に全世帯へ配付がされたところであります。しかしながら、新聞報道にもありますように、制度に便乗したマイナンバー詐欺が全国で多発しております。本町におきましても、マイナンバー制度の周知や便乗詐欺の注意喚起につきましては、広報誌やホームページ等において実施しており、幸いにも、現在そのような被害の報告はありませんが、来年1月、本格施行に控え、さらなる注意喚起を行ってまいりたいと思っております。

具体的な取り組みは担当課長から答弁させます。

続きまして、新型コロナウイルスによる危機対策についてのお答えをいたします。

国では、平成24年5月に病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発症した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法を交付し、平成25年4月に施行されたところであります。

また、この特別措置法の施行を受けて、京都府は平成25年7月に京都府新型インフルエンザ等対策行動計画を策定、本町においては昨年3月に、国及び京都府の計画に基づき和東町新型インフルエンザ等行動計画を策定いたしました。

今回、一般質問でいただきました新型ウイルスの危機管理についても、和東町インフルエンザ等行動計画に基づき対策を講じていくことが基本となります。

大きな対策といたしましては2点ございます。

1点目は、感染拡大を可能な限り抑制し国民の生命・健康を保護する、2点目は、住民生活、地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることです。

本町行動計画にありますように、私を本部長とした対策本部を設置し、実施把握・蔓延防止などとともに関係情報の収集・提供を初め、全町を挙げて国・京都府・近隣市町村・関係機関と連携をした対策を講じていきますので、ご理解をお願いいたします。

なお、和東町内で新型ウイルス発病が生じた場合にどのような対応をとられるのか、また二つ目としては、パンデミックな状態になっても対応可能であるかの質問につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

次に、3点目でございます。

高齢化時代において健康寿命を延ばす方策はあるかについてでございますが、平成26年度に京都府が策定いたしました京都健康寿命向上対策事業報告書によりますと、健康寿命の仕様が国算定方法と異なりますが、介護保険認定者から算出した健康寿命は、京都府の平均は、男性79.3歳、女性は84.2歳となっております。同じように算出された和東町の健康寿命は、男性77歳、女性84.4歳となっており、男性

では京都府平均よりマイナス2.3歳、女性では0.2歳上回っていることとなっております。特に男性の健康寿命が京都府平均を下回っていることから、報告書でも提言されているとおり、本町としては、男女ともに生活習慣病の予防、幼少期から高齢期の各年代における正しい食生活の正しい知識の普及、特定検診・がん検診の勧奨、壮年期からの運動習慣の定着、壮年期・高齢期の地域活動参加の支援等の実施を取り組んでまいりたいと、このように思っているところであります。

なお、各地区の公民館、広場に健康遊具の設置を考えるとかがか、またラジオ体操を積極的に行えるようなサークル活動支援は、そして健康寿命を積極的に延ばしている地域の取り組みをパンフレットに配布してはについては、担当課長より答弁させていただきます。

以上、井上議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

私からは、井上議員のご質問のうち、マイナンバーの施行で住民が詐欺に遭わないための行政対応についてお答えいたします。

ただいま町長が答弁いたしましたとおり、マイナンバー制度に便乗したマイナンバー詐欺が全国で多発し、今後さらにふえる可能性がございます。本町におきましても、便乗にありますマイナンバー詐欺に遭わないための住民への周知につきましては、ホームページへの掲載や茶源郷行政情報配信システムによる広報を既に実施しております。さらに注意喚起チラシを今月中旬に、各戸配布により行う予定としております。

マイナンバー制度に係る周知につきましては、よくわかるマイナンバー制度というパンフレットをことしの8月に全戸配布させていただいたところがございます。また、広報誌でも随時掲載し、制度の周知を図っているところでございますが、来年の1月

の本格施行を控え、さらなる充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、井上議員の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

それでは、井上議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず、和東町では、11月14日から通知カードの配達が始まっております。和東郵便局の配達を終了したのが11月の末で、12月1日には、不在もしくは転送届が出されている分につきましては、和東町役場に返礼されているところがございます。

マイナンバー制度に関する周知ということでマイナンバー制度に関する分については、9月号から12月号の広報まで毎号実施しております。9月号では制度全般にわたった記事の掲載、10月号では、通知カードと番号カード申請に関する記事、11月では、ナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得に関する注意喚起をしております。また、12月号では、取り込みチラシとして返礼された通知カードの受け取り方法とあわせて、詐欺に遭わないための注意喚起を行う予定であります。

また、先ほど総務課長も言っていましたけれども、マイナンバーの重要性に関しては、8月に、「よくわかるマイナンバー制度」というパンフレットを全戸配布しております。

それから、11月ですけれども、常日ごろ住民の相談窓口として活動されている民生児童委員の方に対して、区民の住民の皆様から相談や疑問に答えられるよう、通知カード及びマイナンバーカードに関する説明会を実施いたしました。今後、マイナンバーの利用分野につきましては、年金の資格取得や確認、給付の際にも利用されるなど、利用範囲が広がり、より重要性が高まると考えられるところであり、随時、マイナンバーの重要性についても周知していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひし

たいと思います。

○議長（畑 武志君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

続きまして、私のほうからは、最初に2番、新型インフルエンザによる危機対策について。

和東町内で新型ウイルス発病が生じた場合はどのような対応をとられるかについて答弁させていただきます。

町長が先ほど答弁いたしましたように、本町新型インフルエンザ等行動計画に基づき対応することとなります。しかしながら、少し具体的な事例を入れながら答弁させていただきます。

一般質問いただきました内容の新型ウイルスの場合の対応できる医療機関でございますが、国内に3カ所指定されております。近畿では、関西国際空港近くの大阪府泉佐野市にございます臨空総合医療センターに2床確保されており、発病の疑いがあった場合などは医療機関から京都府保健所を通じて搬送されることとなります。その後、地方衛生研究所、国立感染症研究所で検査等が実施され、国・京都府から本町に情報提供があり、政府対策本部の決定指示により各種対策を講じることとなります。

具体的な対策につきましては、新型ウイルスということでございますので、大変未知な部分でございますが、住民の生命・健康を保護する、また住民生活、地域経済への影響が最小限となるよう努力をいたします。

参考までに、5月に韓国で発生いたしました中東呼吸器症候群MERSが和東町の住民の方が発症した場合でございますが、MERSウイルスによる感染症は、国の規定では第二類感染症に分類されており、対応医療機関は2次医療圏域ごとに病床が確保されております。本町を含む相楽地域では、山城総合医療センターで10床、京都府内では6医療機関36床が確保されております。町内で発症が確認された場合は、

医療機関より京都府保健所を通じまして京都山城総合医療センターへ搬送され、その後は政府対策本部、京都府からの指示により対策本部が、町長が申しあげました対策を講じていくこととなります。

なお、海外からウイルスが国内に入ってくる感染経路を絶つということが非常に重要になっており、検疫所による国内感染の予防措置の徹底により、ウイルスを国内に持ち込まないことが必要と認識しているところでございます。

次に、パンデミック状態になっても対応可能であるかについてでございますが、国では、今年度より新型インフルエンザ等による国内での発症を危惧し、対応訓練を実施しております。

去る11月27日には、新型インフルエンザ（H7N9型）の発生を想定した全国規模の訓練が実施され、和束町も参加させていただきました。

また、京都府山城南保健所管内におきましても、京都山城総合医療センターと新型インフルエンザ等の発生時に備えた関係機関の連携、初動時の迅速・的確な対応を確認するため、来る12月17日に京都山城総合医療センターへの患者搬送、防護服の脱着、帰国者接触者相談センター、帰国者接触者外来の運営等の訓練が行われる予定となっております。

本町といたしましては、国・京都府・市町村の情報共有を初め、それぞれの役割に応じた行動をとり、住民の生命・健康を保護する住民生活、地域経済に及ぼす影響が最小となるよう努力いたしますので、ご理解お願いいたします。

続きまして、3番目の高齢化時代において健康寿命を延ばす方策はあるかの、各地区の公民館、広場に健康遊具の設置を考えてはいかがかについて答弁させていただきます。

本町では、各地域のふれあいサロンに、今から3年前でございますが、平成24年度京都府地域包括ケア総合交付金を活用させていただき、介護予防と体力の維持のための遊具を購入させていただきました。また、少子高齢化を象徴するように、テレビ

や新聞等でも報道されているとおり、公園の利用が子供から高齢者によって変わってきているというのが現実でございます。各地域の公民館については、現時点で常時、住民に開放されている施設ではございませんので、健康器具・遊具を設置させていただきましても、今のところ利用が余り見込めない状況となっております。今後、区長様と協議をさせていただきたいと考えております。

また、公園、とりわけ地域の児童遊園については、子供の利用が少なくなっていることから、一定の検討は必要だと考えております。有利な補助金等の活用ができるのであれば、まずは老人福祉センターなどの公共施設に健康器具・遊具を設置して住民の皆さんが利用できるよう検討いたします。

次に、ラジオ体操を積極的に行えるようなサークル活動支援はについてでございます。

高齢者の健康づくり活動におきましては、京都府在宅福祉事業費補助金として和東町老人クラブ連合会、各地区の老人クラブに補助金を交付しております。子供から高齢者までを対象とした補助制度は現在のところありませんが、今後、サークル活動として町内で積極的に取り組まれる活動団体・地域が出てきましたら検討させていただきたいと考えております。

続きまして、3番目の健康寿命を積極的に延ばしている地域の取り組みをパンフレットに配布してはでございます。

町内住民向けのパンフレットの作成は今後の検討課題でございます。ほかの市町村における健康体操や地域での活動内容を知らせることは大変よいことだと認識しており、今後、保健師の活動の中で老人クラブ連合会、また各地域のふれあいサロンにおいて紹介、事例報告をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、井上議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

5 番、井上武津男議員。

○5 番（井上武津男君）

まず、最初に、私は質問の中で、韓国においてコロナウイルスのSARSと申しましたけども、これをMERSに訂正させていただきます。

そこで次に、2 回目の質問を今からさせていただきます。

住民が詐欺に遭わないために、詐欺師が行われそうな一例を申し上げます。

詐欺を行おうとする者が和東町の住民宅を訪れ、自分はこういう者であると本人のマイナンバーカードを提示し、うそではない証拠に私のカードの番号を控えてください、または携帯電話・スマートフォンで写真を撮ってくださいと頼まれ行っているとき、これを詐欺する者がスマートフォンで動画または写真におさめられた場合、住民の完全な法律違反となり、詐欺師の手に落ちることになります。

和東町社会福祉協議会では役職員研修会を開き、次のようなパンフレットをいただきました。マイナンバーでの注意喚起を研修ではしていただき、冊子にはいろいろと重要なことを指摘されています。

そこで、和東町において、住民に対して今後、職員が各地域に赴いて研修会を開き、そして冊子・パンフレットの配布を考えておられるのか、その点についてお聞かせください。

○議長（畑 武志君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

ただいまご質問にありました職員が各地域に赴きまして、マイナンバー詐欺に係る準備対処の研修会の開催のご質問でございました。それにつきましては、現時点では計画をしておりません。ただし、地域からの要望があれば職員が説明に出向く対応をとっております。

例えば、今月20日の日曜日には、石寺区公民館におきまして、石寺老人クラブの方を対象としたマイナンバー研修会を開催する予定となっております。

マイナンバー詐欺のターゲットは高齢者が中心であることから、今後も福祉所管課と連携いたしまして、老人クラブ単位でのマイナンバー研修を重点的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほうをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

井上議員に注意をいたします。

パンフレットは見せるだけではいけません。議事録に残すために言葉で発してください。

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

マイナンバーの重要性周知において、12月2日の京都新聞によると、マイナンバー一通知カード配達完了は京都府において92.2%となっております。そこで、和東町においては全て完了されているのでしょうか。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

はい、お答えいたします。

和東町においては、12月8日現在ですけれども、送付通数が1,747通、そのうち返礼されている数が116通となっております。また、それからですね、受け取りにきている方もおりますので、現在、そのうち27通が交付されております。結果ですね、1,747通のうち94.9%の配達率ということになっております。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○ 5 番（井上武津男君）

通知カード配達で受領を拒否された方がいたと聞いていますが、そのような事例があったのでしょうか。

○ 議長（畑 武志君）

税住民課長。

○ 税住民課長（中嶋 修君）

はい、お答えいたします。

受け取り拒否の件数といたしましては、4 件ございました。

○ 議長（畑 武志君）

5 番、井上武津男議員。

○ 5 番（井上武津男君）

もし、そのような方がおられた場合、または届け主不在の場合、通知カードは郵便局または町で保管されているんですか。また、保管されている場合、いつまで保管されるのか、保管の期限を過ぎたら廃棄されるのか、郵便局や町で保管されない場合、送り主へ返還されるのか、お聞かせください。

○ 議長（畑 武志君）

税住民課長。

○ 税住民課長（中嶋 修君）

はい、ただいまのご質問にお答えいたします。

和東町では受け取り拒否で返礼された通知カードの件数は4件、先ほど言いました、ありました。また、そのほかに返礼された通知カードにつきましては、一定期間保管の上、返還登録後に廃棄処分ということになっております。本町におきましても、12月号の広報の折り込みでお知らせしたとおり、約3カ月間の保管期間を過ぎたものにつきましては、廃棄処分されるとお知らせしたところでございますが、制度の趣旨にのっとりまして、広く住民の皆さんにお届けするという観点から、当面は保管期間

が過ぎたものに対しても、配達証明等により再送付を行うなどの対応を現在考えているところでございます。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

できるだけ全ての方に配送されることを望みたいと思います。

新型ウイルス危機対策においてのことでお尋ねいたしたいと思います。

保育園、学校、老人ホームなどの施設においてはどのような時点でどのような対策を行うのかお聞かせください。

○議長（畑 武志君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

答弁させていただきます。

井上議員より、保育園、学校、老人ホームにおいて、どの時点でどのような対策を行うについてでございます。

新型インフルエンザ感染対策につきましては、本町計画書で5段階に区分しております。未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期と分けております。本町の計画書では、この第3段階目の国内発生期、国内のいずれかの都道府県で患者が発生しているが、全ての患者の感染歴を疫学調査で追いかける状態でございます。

施設全般につきましては、国・京都府の要請に基づき、対策本部より施設に対して感染対策の強化を促すとともに、また必要に応じてでございますが、対策本部より保育園、また学校の臨時休校の措置をとらせていただくということになっております。

また、不要不急の外出自粛を住民の方に要請するように促すということになっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

5 番、井上武津男議員。

○ 5 番（井上武津男君）

最後に、健康寿命を延ばす取り組みは、あらゆるところで行われています。それをぜひパンフレットなどで紹介していただきたいと要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○ 議長（畑 武志君）

井上議員の質問を終わります。

一般質問の途中ではございますが、ただいまから 10 時 50 分まで休憩いたします。

休憩（午前 10 時 41 分～午後 10 時 50 分）

○ 議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

続きまして、竹内きみ代議員。

○ 1 番（竹内きみ代君）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、「和東町における地方創生」について質問します。

政府は、昨年 11 月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、日本全体の人口減少の展望を示した「長期ビジョン」と地方創生のための今後 5 年間の「総合戦略」を昨年 12 月に閣議決定しました。

「まち・ひと・しごと創生法」の主な目的として、「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正する」と記されています。その上で、国民が出産や育児に前向きになれるような制度の整備、地域における社会生活インフラの維持、地域における雇用創出、国と地方自治体の連携などが基本理念として掲げられています。

さらに、都道府県や市町村には、2015 年度までに地域の実情を踏まえた「地方版総合戦略」の策定が努力義務として課せられました。これらを受けて我が町でも、

夏から秋にかけて人口の現状分析や将来展望を目指す人口ビジョンや総合戦略について取り組みを進めてこられたところであります。

先日の新聞報道によりますと、国が来年3月末までの策定を要請している中、10月末までに全国1,788自治体のうち43%に当たる38都道府県と728市町村が策定を終えたと発表しています。そのうち、申請のあった34道府県と690市町村の計724自治体には、総額67億1,000万円の「地方創生先行型交付金」を支給するとされており、本町では熱心な行政の努力により認められたとお聞きしています。

そこで1点目は、一自治体当たり上限1,000万円の先行型上乘せ交付金の内容についてどのような戦略を立てておられるのかお伺いします。

2点目は、地域の将来を考えると、まず把握しなければならないのは人口動態であります。本町の人口は、昭和40年代からは約6,000人台が続いていましたが、この20年間で1,500人余りが減少し、このまま放置すれば2060年には1,200人台にまで落ち込むであろうと、国立社会保障・人口問題研究所の推計であります。また昨年、日本創成会議で示した「消滅可能都市」のリストは大変大きな波紋を呼びました。そこで、本町においても抑えることのできない人口減少に対して、まずは人口減少の実態把握を出発点として、過去の転出や転入、出生率の推移や近隣自治体との比較などを分析した上で、将来展望として定住人口2020年では、約4,000人、また2地域居住による第二定住人口の見通し毎年約300人と定め、5年後の目標達成に向けての取り組みを伺います。

3点目は移住・定住についてであります。本町の人口ビジョンでも示されているように、15歳から34歳の若い人たち、子育て年齢層を中心とする人たちの町外への転出が目立っています。また、生活の利便性を求めて若年層の町外への流出もあります。その一方で、昨年6月に内閣府が行った世論調査によると、都市部に住む20歳代の約4割が「農山漁村への定住願望がある」と回答しています。この結果は、平

成 17 年度に行われた同調査の結果と比べると約 1.5 倍にふえており、若者の価値観の変化がその背景にあるものと推測しています。

しかし、農山漁村への定住に必要な条件として、生活が維持できる仕事が 61.6%と上位に上がっており、本町においては、生活が維持できる仕事をどのように確保するかが課題であると思います。雇用の創出については、「茶を軸とした働く場を創る」と明記されていますが、移住・定住対策についての計画について伺います。

4 点目は、空き家の活用についてはこれまで何回も質問しています。その中で 26 年度においては空き家の実態調査が実施され、空き家は 108 戸あり、そのうち 86 戸は利活用することができると思いますが、仏壇が置いてあったり等で、活用するまでは至っていないのが実態であります。

本町でも、町内に存在している空き家の有効利用を通して、移住定住促進による地域の活性化を図ることを目的に、「和東町空き家情報バンク登録制度」を始めることが前提であると考えますが、どのようにお考えでしょうか。伺います。

5 点目は、平成 19 年度に京都府景観資産条例が施行され、「生業の茶畑景観」として第 1 号に認定登録されたことを機に、一次産業としての「茶業」から楽しむ「茶源郷和東」をテーマに、翌年 6 月には「和東茶カフェ」オープンとなりました。

また、同時に、厚労省の認定を受けた事業として、雇用促進協議会では、観光をテーマに交流人口の拡大へとつなげることができ、平成 22 年には、農村振興課に観光係を設置され、住民の協力のもとに行政と一体となった茶源郷和東を進めていただく中、海外からのお客様も増加傾向にあり、昨年度は交流人口 7 万 5,000 人の方を迎えることができたとの報告もあります。

今後の目標としては、「平成 32 年、つまり、あと 5 年先には 25 万人達成に向けて取り組む」とあります。そこで、京都府が進める「お茶の京都」構想と連動した観光振興や現在定着に向け、すそ野が広がりつつある農家民泊・簡易宿所・インバウンド観光等の体制整備については「特区制度」の活用も視野に入れて、国や府に対して

も積極的に働きかけますとありますが、今後、どのような手法で進めていかれるのかお伺いします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま竹内議員から、和東町における地方創生についてのご質問にお答えをさせていただきますたいというように思います。

和東町の人口は、昭和40年の国勢調査人口では6,566人でしたが、平成22年の国勢調査では4,482人となり、平成22年4月には過疎指定を受けることとなりました。

人口減少の要因として、15歳から34歳の若者子育て年齢層を中心とする町外への転出による社会動態の減少と高齢化に伴う自然動態の減少が挙げられます。しかしながら、近年、農村志向、健康志向、スローライフ志向が高まりを見せています。そうした中、本町の豊かな自然、美しい景観、健康資源を生かして若者、生産年齢層の定住・移住を推進することにより社会動態の減少を解消し、また若い世代の出会い、結婚、出産、子育ての希望をかなえることによって出生率を高めるとともに、週末に和東町で暮らす2地域居住の促進や交流人口の拡大を目指してまちづくりを進めることとし、本年10月末に、和東町人口ビジョン並びに和東町地方創生総合戦略を策定したところであります。

和東町地方創生総合戦略の目標設定に当たっては、本町の人口動向を分析し、また国の総合戦略の方向性を勘案して、四つの基本目標を定めました。

一つとして、茶を軸とした働く場をつくる、2点目として、交流人口をふやし、定住につなげる、3点目でございますが、若い世代の出会い、結婚、出産、子育ての希望をかなえる、4点目でございますが、安心な暮らしを守り、交通インフラの強化に

より、日常生活範囲の拡大を図る。

具体的施策については、平成26年度の国の補正予算に伴う地方創生先行型の交付金の対象事業のほか、従来から和東町が取り組んでいる施策、また今、定例議会で予算補正を予定しております。地方創生先行型上乗せ交付金、さらに、平成27年度に認定された二つの地域再生計画、また今後盛り込んでいく施策を戦略としてまとめたものであります。

「まち・ひと・しごと創生法」は、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える町に活力を取り戻すことを目指しています。

本町においても、茶を軸とした仕事人が人を呼び、人が新たな仕事をつくる好循環を確立することにより、豊かな里山を守り、美しい町にさらなる活力を生み出すことを目指しています。

和東町の自然を生かして、自律的・持続的な社会の実現と和東町の創生に向けてまちづくりを進めてまいりますので、議員皆様のご支援とご協力をお願い申し上げたいと、このように思います。

次に、ご質問の農家民泊、簡易宿所、インバウンド観光等の基盤整備について、国・府へ「特区」の申請についてをお答えいたします。

国が進めます「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方は、人口減少と地域経済縮小からの脱却であります。和東町では、この対策として、既に平成19年に和東町雇用促進協議会を組織し、厚生労働省の地域雇用創造事業の委託を受け、取り組んでまいりました。これが茶産業を軸とした観光産業創出による雇用拡大事業「茶源郷プロジェクト」であります。グリーンティ和東に情報交流拠点施設として和東町カフェを設置し、事業基盤づくりとして、その担い手となる人材育成に取り組んでまいりました。

その結果、地域人材の発掘や新たに観光産業を担う組織が生まれ、徐々にではありますが、交流人口の拡大にもつながっているところであります。この交流人口は、次

に中期の滞在型観光や、さらには、移住・定住に取り組むべく、農家民宿の推進や援農プログラム制度の確立などに取り組んでまいりました。本年度からは、活性化センターが総務省の子供農山漁村交流による地域活性化モデル事業を、雇用促進協議会では厚生労働省の実践型地域雇用創造事業を新たに委託を受け、地域住民が主体となるまちづくりを推進しているところであります。

そこで、本年度よりスタートする和東町地方創生総合戦略には四つの基本目標を設け、基本目標２として、「交流人口をふやし、定住につなげる」を掲げ、その構図べき施策に関する基本方向として、住民と行政が一体となった交流定住促進体制づくりを進めるとともに、特区制度の活用も視野に入れて、国や府に対しても積極的に体制整備を働きかけるとしております。

私たちは、ここで官民が一体となってこの事業を必ず成功させるんだという強い意志を国に対しても、府に対しても示したわけであります。今後も今までの実績を踏まえつつ、国に対しても積極的に制度の見直しをお願いしてまいりたいと考えております。

その他の質問事項につきましては担当課長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

以上、竹内議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

地方創生担当課長、答弁。

○地方創生担当課長（草水清美君）

私のほうからは、地方創生先行型上乘せ交付金の内容についてご説明いたします。

平成２７年１０月２７日に内閣府より交付対象事業費が決定されました。大きく分けまして、タイプⅠとタイプⅡに分かれております。

タイプⅠですが、国の有識者会議に図られまして、先駆性のある事業が対象となっ

ています。和東町におきましては、観光分野としまして地域住民による地域観光資源充実支援事業が採択されました。

事業概要ですが、日本遺産の認定等によりまして観光客が増加しておりますが、観光ルートの手すり等の安全対策、案内板の設置等が十分でなく、またトイレや休憩場所もないことが課題となっていました。そのため今回、地域住民が取り組むまちづくりへの助成事業としまして、観光に特化した安心安全対策、公民館を観光客に開放するための施設改修費用の助成、観光スポットのトイレ設置事業に係る助成、そのほか外国語表記がされた観光マップを作成する事業が今回採択をされました。補助率は10分の10で、対象事業費が900万円でございます。

次に、タイプⅡのほうですが、地方版総合戦略を10月末に策定することが前提条件で、一地方公共団体当たりの上限が1,000万円となっております。本町につきましては、3事業について採択を受けました。

1番目に援農者支援と移住・定住促進事業です。農繁期における援農者の滞在施設として、体験交流センター2階の空調等の整備を行うこととします。

2番目に森林資源利用促進事業です。山林の樹木をシイタケ原木として利活用し、雇用の拡大と森林整備を行うことを目的に事業を実施いたします。

3番目に地域特産品開発と雇用拡大事業です。お茶に加えて、第2の農業の展開と和東町の特産品を開発することにより、雇用の拡大を目指す事業でございます。

以上、タイプⅠ、タイプⅡで合計1,900万円の事業が採択されました。

今定例議会で一般会計の補正予算をお願いすることになりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、2番目の人口減少対策、5年後の定住人口、第2定住人口の目標4,300人達成に向けた取り組みについてご説明いたします。

和東町の人口は、現状を推視しますと、平成32年には3,794人になると予測されています。そのため人口減少幅を抑制し、定住人口と第2定住人口の目標4,3

00人を達成するため、10月末に和東町地方創生総合戦略を策定いたしました。

戦略では四つの基本目標を立てています。

基本目標1の茶を軸とした働く場をつくるでは、援農者支援と移住定住促進事業、農村民泊の促進、地場産業を生かした商品開発、海外への販路拡大等に向けた施策に取り組むこととします。

基本目標2の交流人口をふやし、定住につなげるでは、交流ふれあい観光事業として、修学旅行やインバウンド観光の受け入れ、お茶の京都の取り組みと連携した観光振興、スポーツ観光によるまちづくりを進めます。また、空き家の活用と移住者のマッチング支援や地域おこし協力隊による移住・定住促進事業を進め、人口の社会減の解消に向けて取り組みます。

基本目標3の若い出会い、結婚、出産、子育ての希望をかなえるでは、茶の香に包まれた「和寿香」な出会いの場づくり支援や延長保育の充実、和東ならではの心をいやすお茶の時間事業や巡回図書司書の充実、学力向上に向けた漢字・英語検定の支援などに取り組みます。

基本目標4の安心な暮らしを守り、交通インフラの強化により、日常生活範囲の拡大を図るでは、府道宇治木屋線トンネル化の早期実現に向けて、京都府へ引き続き要望を行いますとともに、公共施設や公民館など身近な拠点の整備や高齢者見守りサポート事業、地域医療体制の充実、自主防災組織の創設、また茶源郷行政情報配信システムにより、さらなる情報発信強化に努めることといたします。

以上の施策によりまして、平成32年の定住人口を約4,000人となるよう将来人口を見込んでいます。

また、本町の豊かな農村文化など魅力的な地域資源を生かし、週末居住等の2地域居住の受け入れを促進するため、体現パンフレット等によりPRし、第2定住人口として位置づけ、年間300人を見込んでいます。各種施策を住民の皆様方と協働して進めていく戦略となっています。

以上が主な取り組み内容でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

私のほうからは、ご質問の3番目、移住・定住について答弁をさせていただきます。

和東町ではこれまでに援農のプログラムや農業ボランティアの受け入れなど、さまざまな取り組みが行われておりまして、そのような事業に参加した若者が定住を希望するといった状況もあると聞き及んでおるところでございます。

また、現在、京都府のほうで、空き家及び耕作放棄地等の活用による移住の促進に関する条例を制定されるよう進められており、その中で移住促進特別区域、仮称でございますが、そちらに指定された地域が府の支援を受けられるような仕組みを検討されているということもお聞きしているところです。今後はそのような府の支援や制度活用も視野に入れながら、和東に住みたいと思う若者がふえるよう、引き続き、交流人口の増加につながる取り組みへの支援を進めてまいりますとともに、定住を希望される方が実際に和東町に定住していただけるよう、空き家の活用など、定住促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、竹内議員への一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（北 淳司君）

それでは、私からは、④の空き家バンクの設置についての考えはと⑤の農家民泊・簡易宿所・インバウンド観光等の基盤整備について、国・府への特区への申請ができないかについてお答えしたいと思います。

④の空き家バンクの設置についての考えはであります。

和東町の施策については、移住・定住対策は茶業振興の活性化と同等に大変重要な施策と心得ております。平成2年の国勢調査から平成22年の国勢調査までの20年間で、和東町の人口は1,597名減少しております。これは全体の26.3%、実に4分の1強であります。

この和東町は、過疎地域指定を受けることとなりました。議員の皆様もご存じのように、日本創成会議が昨年5月に発表され、消滅可能都市にも挙げられたわけがございます。このままですと、2060年には1,300人を割り込む、高齢化率も60%近くまで上がると推測されております。こうしたことから、移住・定住施策を推進する上で、空き家バンクの取り組みは必要であると考えております。

平成26年度空き家調査を実施し、30軒余りの活用ができる空き家があるという調査結果が出たところでございます。町行政側が主体となって取り組んだ背景があり、細部にわたる調査が今後必要であると認識しているところでございます。

ご存じのとおり、空き家バンクにつきましては、公認情報にもつながることから、地域の理解を得ながら、官民一体となって進める必要があるということ、また仮に空き家バンクに登録されている空き家を移住者が購入された場合、借りるとなった場合、空き家の改修資金制度、雇用のあっせん、地域で暮らしていくためのノウハウなどケアを行い、区の一員として区民の皆さんとともに暮らしていただけるようにならなければなりません。

以上のことから、空き家バンクは空き家再生利用として移住・定住施策と一体となって取り組む必要があります。現在、その取り組みに対して、地域力推進課、雇用促進協議会、活性化センター等関係所管と連携を今現在進めているところでございます。

続きまして、⑤の農家民泊・簡易宿所・インバウンド観光等の基盤整備について、国・府へ「特区」の申請ができないかについてお答えしたいと思います。

和東町は、活性化センターの農山村体験民泊交流事業や雇用促進協議会の実践型雇用創造事業などを中心に、農家民泊の受け入れを積極的に進めてまいりました。その

結果として、現在、25軒近くの農家民泊の受け入れ先や国内外からの教育観光の受け入れ等、実績を積み上げてきたところでございます。

今年5月には、和東町で第1号の旅館業法の認可を受けた農家民宿なごみが開業されました。しかしながら、これをさらに推進していくためには、なごみのような旅館業法の許可を得た簡易宿所をふやしていかなければなりません。そのためには、保健衛生法や建築基準法、京都府におきましては、さらに福祉のまちづくり条例など基準をクリアしなければならない点が大変厳しい基準となっております。簡易に許可を得ることは大変厳しい状況であります。先ほど町長のご答弁にもありましたように、国・府にも強く今後要望していきたいと考えております。

最後ですけれども、国のほうでは2020年の東京五輪にかけて、訪日外国人観光客の増加を目指す中、民泊の活用に向けたルールづくりが着手されました。今後、農家民泊につきましても、ある一定の条件のもと、農家以外認められるようになる動きが出てきております。まず、その動向を見ながら今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

それでは、再質問させていただきます。

今回は和東町における地方創生、総合戦略、非常に大きなテーマでございます。今回はそういう中で、主に定住・移住、空き家、こういったこと、それから農家民泊・簡易宿所・インバウンド、この辺を質問させていただいております。

福祉、子育て、高齢者問題、そういったところはまた次回に取り上げさせていただきますと思います。

先ほども答弁いただきましたが、本当に私が思いますには、今年度から4月から町

長は、地方創生担当課長というのを任命されまして、非常に我が町にとりましても重要なポジションである。そして、これからの町をどうしていくかというのが大きく課せられた、そういうときに直面している、時代は変わったなという、そういうイメージも持っております。ですから、ただいま答弁いただきましたような事業がどこまできちっと進めていかれるか、こういう点については非常に大事だというふうに思っております。

今回の総合戦略につきましても、まず1点感じましたのは、行政が主体となってコンサルを入れるのではなくて、関係機関、住民を交えて検討して、そして総合戦略を立てていただいた。

二つ目には、上乘せ交付金でございますが、これは全国自治体の約半分は応募していない、そういった中で、提出期限も短期間で非常に大変であったとは思いますが、交付決定をいただいた。そして、1,900万円という大きな決定をいただいたということで、これは本当にとりもなおさず行政が頑張っていた、そういうことであるというふうに受けとめております。1,900万円、本当に大きな数字でございます。それに反対から見れば責任は思いというふうにも感じております。

そこでですが、地方創生担当課長に確認の意味でお聞きしたいんですが、今回、タイプⅠ、タイプⅡ、これは非常にすばらしいことです。特にタイプⅠはハードな目標でございました。そこをクリアしていただいて、予算計上していただいた。この事業に対しまして、国ではKPIという形で業績評価を行っていくということになっておりまして、この目標に向かってそういうことを決算以外の立場の中でどのように進めていかれるのか、その点を確認したいと思います。

○議長（畑 武志君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。竹内議員がおっしゃられますように、タイプ

Iにつきましても、K P Iという重要業績評価指標というものが設けられております。今回のこのタイプ I の事業につきましても、目標を交流人口の拡大、平成 26 年度が 7 万人でございましたので、平成 27 年度を 8 万人とする、平成 32 年度は 15 万人ということで、その当時の設定をさせていただいております。

また、観光アンケート調査ということで、必ず K P I ということで、満足指標というものをうけないといけませんので、アンケートを実施しまして、満足度 70% ということで調査させていただいて、K P I をとらせていただくこととします。

この全ての戦略につきましても、来年 6 月に全ての戦略につきましても、このタイプ I、タイプ II だけではなくて、その他の事業につきましても、有識者、和東町の推進会議に図りまして、見直し、検証をさせていただくこととしております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

着々と進めていただきたいと思います。

もう 1 点伺いますのは、人口減少のことで、5 年後の目標、約 4,000 人というふうに、第 2 定住人口を入れますと 4,300 人、これはかなりしっかりと取り組んでいかないと目標達成にいかない数字であるというふうに受けとめております。合計特殊出生率の上昇と移住・定住の増加、こういうことがなければ、この 4,000 人に達しないという目標でございます。第 4 次総合計画の前半の目標でもございました 4,300 人との整合性、そこは一致しているというふうに思っております。

そういったところで、今回の人口の目標ですね、これにつきましても、この冊子、和東町人口ビジョンの一番最後のページでございますが、ここには交流人口の視点にとるところが最終書いていただいております。ここには観光入り込み客数を定住人口に換算するという計算方法も出ておりまして、宿泊につきましても 26 人で定住人口

1名、日帰りでは83名が定住人口1名に換算するというふうに出ておりますが、この目標に対しまして、これは定住人口に計算されるのかどうか、その辺を確認しておきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

はい、お答えさせていただきます。

平成32年の約4,000人の定住の中には、今回の参考資料の観光の宿泊なり日帰りの観光の人数は含まれていません。ただ、交流人口というのは非常に重要視されるという観点から、参考資料としまして、人口ビジョンの最後のページにつけさせていただきます。

今、お手元にお持ちでない方もいらっしゃるかもしれませんが、定住人口よりも非常に伸びた形で観光入り込み客数を、定住人口に換算するというのは非常に伸びておりますので、いかに伸び幅がもっとふえて、また、これから和東町に住んでみたいなという移住・定住にもつながるということで、こういった資料をつけさせてもらっています。4,000人の中には含まれていないということでご了承いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

はい、了解いたしました。

そうなりますと、やはりこの4,000人を目指してしっかりと取り組んでいかないと達成できないという数字になると思います。ですから、本当に住民の皆さんももになって全員が取り組んでいかなければならないという、かなり高度な数字になってくると思います。

そこで、私、思うんですけれども、この地方創生というのは、地方を創生していく。

そこには人がいて、仕事があって町が開かれていく。その中で、私は、やはり人が一番大事ではないかというふうに思うんですけども、この人を呼んでいくには、やはり先ほどから質問させていただいております、空き家を活用する、または移住・定住していただく、この空き家、移住・定住というのが本当に三つセットでそろっていかねばならない大きなテーマであるというふうに思っております。

そこで、農村振興課長にお尋ねしたいんですが、課長もこの4月から担当していただいております。そして、空き家につきましては窓口となっていただいております。この4月からですね、空き家の問い合わせ、先ほど1件はあるというふうに委員長の報告もございましたが、就任されてからここまで空き家に対する相談とかそういうのは何件ぐらいあったでしょう。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

以前もちょっとそのような質問があったんですけど、私の知っている範囲ですけども、三、四件ございました。その中では、当然、和東に来て住みたいということで、そこから雇用とか、そちらのほうまでは話は進んでないんですけども、空き家を紹介するに当たっては、先ほど申しましたように、地域とのいろんなルールとかございますので、まだ、そこら辺のほうは空き家をバンクとしてできない理由もございまして、できましたら、そういうようなものをまたホームページ等でやらせていただくということでご理解いただきたい状態でございます。

○議長（畑 武志君）

竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

空き家につきましては、本当に私たちも非常に悩んでいるところでありまして、今

回、議員研修という形で岡山県、また鳥取県に行かせていただきました。そこでちょっと事例をお話しさせていただきたいと思うんですが、鳥取県は江府町というところに行かせていただきました。人口が3,145人、1,900世帯ですね。高齢化率は42%で、面積は和東の倍ぐらいございました。そこは40集落ありました、非常に大きなところで、人口は和東よりもちょっと少ないという、でも、似通ったようなところでございました。

ここで取り上げていらっしゃったのは、一つには、移住・定住ワンストップ窓口というのをつくっておられました。二つには、江府町空き家情報バンクというのをつくっておられまして、三つ目は、地域おこし協力隊、これは6名いらっしゃいました。この辺の活躍ぶりを伺ってまいりました。

若い職員さんが非常に情熱を持って、私に全て聞いてくださいというような形で説明をしていただきました。職員になられて何年ですかとお聞きしますと、1人は6年、1人は7年という方でございました。そういった本当に責任を持って現場に出かけていきます。そして、一つ一つ取り組んでおりますということでございました。

その中で非常に感心いたしましたのは、暮らしの情報という、これはその職員さんが手づくりでつくられたものでございます。中を見ていきますと、決まったことですが、うちの人口は3,163人です。高齢化率は42%、集落は40集落あります。面積は124ですということが明記されています。そして、地図もついております。ガス・電気については、プロパンガスです。それから電話につきましては、インターネット電話があります。光電話のみなら1,684円です。それから、ネットもしたいという方は5,724円ですと、こういうふうに非常にわかりやすく出ております。

上下水道につきましても、水道基本料金、13ミリであれば900円です。そして、下水道の基本料金は1,800円です。ごみにつきましては、袋は300円です。子育て支援につきましては、保育料、生後半年から、6カ月から入園できます、こういうことが書かれております。

教育について、小学校・中学校、交通機関について、江府町では、日常生活に車が必須ですというふうに書いておりまして、ほかにもあるんですけども、この冊子が、例えば和東町に行ってみたいな、そして、いろんなことを聞きたいなと思っても、これ1冊があれば和東の全てがわかるという、これは本当に、担当の職員さんがいろんなことを聞かれる。だから、こういうのをつくろうということで自主的につくられたものだと思います。プリントアウトしているだけですので、お金もかかっておりません。こういう熱意が非常に感じられた町でございました。

ここは職員さんが特別大勢いらっしゃるのかと思って聞きますと、26年度は83人ですというふうにおっしゃっておりまして、本当に和東町と変わらないなということをおもいました。

それから、移住・定住ということは本当に大事なことで、来ていただく方は自分の人生をかけてここに来てくださるんです。ですから、その人生を責任を持ってきちっとお伝えできるようにしていくのが役場の役目ですというふうにもおっしゃってありました。まずは地域に出かけて行って、そして地元の方に間に入れてもらう。そうすると話が進んでいきますということもおっしゃってありました。

そこでですが、この移住・定住は我が町では地域力推進課、空き家は農村振興課というふうになっております。そこをやはりつないでいくということも私は非常に今、大事な原点であるというふうに思っておりまして、相談窓口の一本化ということにつきまして、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

ただいま先進事例を紹介していただきました。特に、これからの方向を考える前に少し振り返ってみますと、和東町では早くから、内閣府が取り組んでおります地域再

生法に基づいた地域再生計画を取り上げてまいりました。これは具体的な事業としては、雇用促進協議会に早くから手をつけました。今は平成27年度で、地域再生計画に二つの指定を受けて、今、取り組んでいるところであります。

この一つは、大事なことは、内閣府が非常に熱意を持ってやっている。来年、改正法が生まれて、さらに変わるわけなんです。これが全国市町村では余り知られてない。それが和東町はいち早くから取り組んでおると、こういう点を私は非常に取り組んだ経過が振り返って今、思っておるんですけども、そういう中で和東町は、やっぱり住民の協働して、どういう形で和東町の魅力を発信するかということで、和東町の宝探しとは言いませんが、何が地域力になっているかというところを振り返ってまいりますと、それが今のまちづくりの原点になっていると思っております。いわゆるそれは基幹産業を持っているということ。歴史があるから、景観としても生かせる。そして、それが宇治茶の中でも誇りになる。これは強いものがあるだろうと。ただ、それが生かし切れてない。これをどう生かしていくかというのがこれからの課題であります。

茶源郷という理想郷を挙げて、大体職員がみんな共有できると具体的に取り組んできているわけでありまして。今、ようやく、みんながその方向へ行こうとして頑張ってくれているのが、地方創生の10月末日までに作成して、これは相楽東部では和東町だけだと思います。府下でも3、そういう取り組みを今やってきているわけです。そういう中でのまちづくりでありますから、それぞれの市町村がアイデアを出してやっていますので、今後、和東町も先進事例にアイデアをつけてやらせていただこうということで今、取り組んでおりますので、参考にさせていただいて頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

今後の検討課題として取り組んでいただきたいと思います。

それから、もう1点ですが、これはちょっと申し上げておきたいんですが、和東町でも、仏壇があって、荷物があって借りられないという問題、ここでも直面されておりました。これに対しても、仏壇があってもいいですよ、荷物があってもいいですよという方もいらっしゃる。そこは話し合いをしていく中で決めていきますと。仏壇があったらだめとおっしゃる方には、話にのってもらわないというような突き詰めた話。

さらに、田んぼがあってもいいですよ。畑があってもいいですよ。それを全部、じゃあここで田んぼしましょう、畑しましょうというようなところまで話を進めて、そしてやっていますということも聞かせていただきました。

また、もう1点、空き家対策事業として、町外から移住してきた空き家に住む場合には改修費用があります。その改修費用は、家財処分費用の2分の1をここは県が上限100万円の2分の1を出しているという事業がございました。それを私は、京都はどうなのか。京都はそんなことをやってへんのかと思って調べていきますと、京都は180万円の補助を用意していただいております。これは府の職員さんにも問い合わせました。そういたしましたところ、25年度は新年度事業として取り組んでいる。そして、25、26年ですね、継続として取り組んでおりますということでございました。

京都府南部につきましては、まだ非常にこういうことを使っていただくところが少ないですと。北部なり中丹なり、そういったところで活用されているというお話も聞きました。ぜひともですね、この180万円、京都府は用意していただいておりますのでね、この辺の活用もしていただきたいと思います。

これは地域力推進課長、府の職員さんでもございますので、ぜひともその辺を誘導していただきたいと思います。

一言ちょっとお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

先ほど答弁の中でも申ささせていただいたんですが、京都府のほうで、今、条例化を進めておられまして、そちらの中の、先ほど答弁させていただいたとおりなんですが、区域指定ということで、こちらのほう、前回8月時点で会議がありまして、お聞きしましたところでは、地域のほうから手を挙げていただくようなものということで、町全体ではだめですという話も出ておりましたので、地域が主体となってそういう移住経理をやっていくかというところを今後どうしていくかを考えながら、うまく入れていけたらなと考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

そこで、まず行政がしっかりと地域にそういう話をさせていただく。そういうことで地域の方が動いていただく。そういうことをしているうちにNPOが立ち上がったんですよ。初めはゼロでした。けれども、そういうことを行政が何回も何回も行くうちに、じゃあ私たちも頑張ろうかということでNPOが立ち上がったという、そういうお話も聞かせていただきましたので、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、もう1点だけですが、空き家につきましては、これは岡山県の奈義町ですが、お試し住宅というのをされておりました。これは本当に町が住宅をつくって、どうぞ入ってくださいということで、移住・定住にかかわるすごい施策だというふうに思っております。

奈義町では、月額4万円で入っていただいておりますというようなお話もございました。これも本当にこれからの施策として大事な施策やと思います。お試し住宅、ぜひ検討していただきますようお願いいたします。

それから、農家民泊、それから簡易宿所、インバウンド、これは本当に和東町もこ

れだけ取り組んでいただいているかというふうに大変喜んでおります。

そこで課長にお聞きしますが、今現在、25軒というふうに農家民泊についてそれだけ協力していただいているんだなという思いもいたします。人数に対しては1,000人以上入っていらっしゃるのでしょうか。その辺、掌握できましたらお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

活性化センターが実際、民泊とか受け入れ態勢を整えていただいております。その中で、活性化センターのほうから上がっているのが、7月9日から13日、これはスウェーデンのボーイスカウトでございます。これで受け入れ家庭が22軒ということで、254名。その中で、山の家で受け入れということで、332人ということで、これだけでざっと600人近く受け入れていただくと。

それと、先ほど言いました小学生の総務省の事業でございます。これが11月12日から23日ということで、それは奈良市の小学生を受け入れて、17軒の家庭で受けいただきました。40名です。

それと、10月19日から20日ですけども、台湾の教育観光ということで、これも36名の生徒さん、13軒の受け入れ家庭で受け入れていただきました。

いろいろ個々になごみさんですかね、受け入れていただくとお思いますけども、そこら辺、私、数量等は把握しておりません。

ただ、インバウンド観光としましては、ことしの4月から11月までですけども、人数が延べで1,564名、その中で滞在していただいたのが769名ということで、延べでいきますと6,983名が和東に来られているという大きい数字が上がっております。これはカフェ等もいろいろ調査の中で出た数字でございます。

○議長（畑 武志君）

竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

本当にびっくりするぐらいのすごい人数の方が和東町に来ていただいている。しかも、農家民泊で受け入れていただいているという現実でございます。大変喜ばしいことだと思います。

これをさらに伸ばしていくというのが目標であります。25万人までいくというのが目標でありますので、そこで、先ほどお答えいただきましたが、特区を申請していただくということで、規制緩和をどういうふうに和東町として緩和をしていただけるか。

今回、国のほうでも、特区法第13条というのが旅館業法の特例に関する政令の概要ということで、国で今、検討中であるようであります。そこには、今までは滞在する広さが33平米とかいうふうにありましたが、ここは25平米に縮小されるとか、いろんな形で入りやすくできるように、今、検討中というふうに出ておりますので、この辺もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それから、最後に町長にお尋ねするんですが、本当に各担当課は一生懸命やっています。そこで、やはり町長につきましてはね、そこをどういうふうに町長はサポート、指導をとっていかれるのか。住民との懇談、私はそこが一番大事だと思っております。施策をいろいろやっていただいても、やはり住民の方がのってきていただく。そしてNPOでも立ち上げるというような熱意が感じられるようなふうにしていくのが町長の役目だと思っております。4期に当選されましたときに、5人以上集まれば懇談に出かけていくという制度、これは継続されているのか、また、今後もどういうふうにされていくのか、その辺を伺いまして質問を終わりたいと思います。

答弁をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

町長、残り時間 2 分です。

○町長（堀 忠雄君）

4 次構想の基本計画、前期計画ですね、これは住民との協働と交流がキーワードです。この協働するためにも地域の住民と話し合っていかなきゃならんと。今、言われましたように、5 人以上集まっていたらいつでも出て行って、話し合いさせていただけますよと、こういう制度になっておりますので、これはやっぱり生かしていかなきゃならんと。これは先ほどのもあって、それとあわせて、今、和東町は少し、今回の質問には出てきてなかったんですが、空き家をシェアで利用するという、この 1 点が今、なされております。

きのうも京都大学のほうと話をさせてもらっておるんですが、やっぱり大学院生の中でも、通い農家とか、また空き家の利用とか、そういったことが非常に研究になってきています。京都大学自身もいろんな地域へ入っていこうという制度が生まれてきております。こういう時代の流れがたくさん今あるわけですから、その中でやっぱり住民がどう一緒になって主体的に考えていくかというのは、成功するところは住民の動きなんですね。だから、役場が前面に出るといのは控えながら、住民の声を大事にして今まで取り組んできました。だから、住民の方たちが I ターンの方も相当まちづくりを積極的にやってくれていますし、今、シェアで石寺で入ってくれている女性もおられます。こういう人たちが一生懸命まちづくりをしてくれるのに支えていけるような環境づくりにこれからも前面に出ないで、後ろから応援していきたいと、このように思っております。

○議長（畑 武志君）

竹内きみ代議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

休憩（午前 1 1 時 5 0 分～午後 1 時 3 0 分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

それでは、通告書に基づきまして一般質問を行います。

和東町第4次総合計画は基本計画として前期基本計画平成23年度から平成27年度、後期基本計画は平成28年度から平成32年度に区切り、計画を構成されております。ことしはその前期の計画期間を終えようとしております。その中で計画どおりに進んでいるものと、また計画そのものをやはり修正しなければいけないものとそれぞれのチェックを入れなければならない時期に来ておると思っております。

現在、和東町を取り巻く環境は大きく変化し、厳しい状況にある中、去る10月には、和東町地方創生総合戦略、和東町人口ビジョンを作成し、国に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を提示されました。それに伴い、新たな課題と問題点について総括していただきたいと思っております。

そこで、このような状況をどのように受けとめて評価をして後期基本計画に反映しつつ、既に提案をされている六つの協働プログラムを柱にした茶源郷和東のまちづくりを進めようと考えているのか。新たな課題と問題点について総括していただきたい。具体的な施策なり方針をお示しいただきたいと思っております。

次に、社会インフラの老朽化についてお尋ねをいたします。

社会的インフラには建造物、道路、橋、上下水道等があり、これらは持続可能な社会には欠かせないものばかりであります。これら土木、構造物は施設を維持することを前提に長寿命化を図っていくことが重要であり、将来の劣化の進行を予測し、劣化が進行しない前に予防的な保全対策をとることによって寿命を延ばそうとする行為が現在、長寿命化の考え方であります。

これらは戦後の高度成長時代に多くの構造物がつくられて、また和東町では、南山城水害の被害により、その後、復旧工事により整備された社会インフラは建設後60年以上経過し、計画的な復旧対策が喫緊の課題となり、必要となってきています。

公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（平成24年3月総務省自治財政局財務調査課）では、地方公共団体所有の公共施設等について、耐用年数まで10年未満及び耐用年数を超えたものの割合は、公共施設では約4割と老朽化が進んでいると結論づけています。

では、今後、老朽化した社会インフラをどのように見直していくか、それを考えたときに、人口の減少による経済性の低下、少子高齢化の進展によるニーズの変化、社会保障費拡大による負担能力の低下といった社会的構造が大きく変化をしてきております。

寿命到来による維持補修費の拡大は財政状況が悪い我が町では、積極的にインフラマネジメントをしっかりと立てて対応する対策が必要となっているのではないかと考えます。所有している全ての公共施設等の維持修理のため構成財源を確保していくことは、今後困難になる可能性すら十分危惧されます。

したがって、公共施設の管理や削減のための計画だけにかかわらず、将来的な和東町を決めるための計画をしっかりと立てるべきだと思います。そのためには、魅力ある社会を持続的、安定的に維持することが前提であり、町民が望む将来のまちづくりをまず明らかにして、見据えて、そして議論し、ともに汗をかき、議会、そして町民の参加のもとに和東町にとってふさわしい将来像の社会インフラ構想をつくり上げていくことが最も重要だと考えます。

そこで、庁舎を初めとする施設、橋梁の老朽化する社会インフラ整備の取り組み方を、経年劣化による損傷への計画的な対策について、橋梁の保守点検の進捗についてお尋ねをいたします。また、耐震化は（施設、橋梁）どの程度進んでいるのか、今後の進捗状況についてもお答えをいただきたいと思っております。

大きい3番目のふれあい工房テラス和豆香の管理、運営について。

①施設の当初からの目的は、②ふれあい工房テラス和豆香の施設がまちづくりに期待されるものとはという題で提案をさせていただきたいと思っております。

このテラス和豆香は、当初は、和東カフェ運営協議会に設置条例並びに規約のもと、覚書によって管理の委託契約を締結されています。施設が発足して5年が経過いたしました。この間、お茶をテーマにした商品の発表会等で大賞に輝くなど、和東町ここにありと大変町民に勇気をいただきました。町内外にアピールをした功績は評価すべきだと思います。だからこそ、この成果に負けないグループの誕生、商品開発が今後大いに待たれるところです。

しかし、現実の利用者の拡大には到底至ってないので、非常に残念に思います。原因を問う以前に、やはり行政側のPR不足の一語に尽きるのではないかと考えております。名が工房ゆえに、多目的に、機能的に活動の場として、年代を問わず町内外の幅広い方に利用いただけることを強く願っております。

私はこのような膠着状態を打開するために、このたび山の家のリニューアルオープンに向けての計画に便乗をするのにいい機会ととらまえております。今後の山を家の運営の仕方、そしてスタッフも更新され、料理人の方も常駐されると理解しております。

そこで、提案として、今後、テラス和豆香を新しい山の家と一体利用、運営をすることで、存在価値としてのもたらす効果が非常に大きいと思います。先ほども申しましたように、工房ゆえ、あらゆる面での対応、多面性を発揮しつつ、時には料理教室なり、シェフと住民の人と一緒に語らい、特産物、そうしたグルメができればいいと思っております。

現在の管理・運営を否定はいたしませんけれども、活性化センターに移行することの方が、より一体感のある運営管理ができるものではないかと考えております。

以上、答弁よろしくお願ひ申し上げまして、次は自席のほうで再質問のほうに移ら

せていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡田議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、和東町第4次総合計画に係る前期基本計画の達成度、後期基本計画の課題であります。

今もご質問にありましたように、この第4次基本構想は前期と後期に分かれておりまして、前期の分は本年度、朝からも申しておりましたように、27年度で終わろうとしています。そして、28年度から後期計画に入ります。そして、28年度の後期計画の大きな特徴は、審議会と委員にお願いをして、そうしたご意見をいただき、諮問させていただいておるんですが、そういう中でダブってきますのが、平成27年度、本年度からスタートしております、朝からも出ておりましたように、総合戦略ですね、こういった計画と重なる分があります。だから、1年早く総合戦略が終わろうとしますが、1年おくれて32年度に計画が終わると。さき結論からいうと、それと整合させていかなきゃならない、こういう計画であるわけであります。

そういった前期の計画の背景はどうだったんだろう。この背景というのは、和東町の人口が大きく減って、減少傾向が顕著になりつつある中での基本構想でありました。そこには従来からない特徴があります。その特徴は、一つは、住民と協働してまちづくりを進めていく、住民との協働を位置づけました。そして、もう一つは、人口が余りにも減っていく中で、当審議会でも非常にこの実態を抑えて、現実的な構想にするのか、夢を持った人口想定をするのか、いろいろなご意見がある中で決まりましたが、あわせて交流人口というのを定義させていただきました。

この特徴は、今、言いましたように、住民との協働と、そして交流人口を定めて、その方向でまちづくりを進めてきたと、こういうことであります。今、ご質問がありましたように、6の共同プロジェクトを決めております。どうしても気になるところが、やっぱりこの基盤整備、まちづくりの基盤であろうと。道路基盤、これは京都府でお願いする分と和束町が進めていかなきゃならない、そうしたものがあるわけなんです。

ご案内のとおり、京都府にはこの構想に基づいて相当要望活動をお願いしてきたところあります。ただ、こういう中で進めてきても、従来とどう違うのかと。要望は進めていくけども、従来とどう違うのかというところが前期の今回の要望活動の特徴になるんですが、これはいわゆる例を挙げますと、京都府にお願いする象徴的なものは、宇治木屋線の犬打峠のトンネル化というのが非常に象徴的なものでした。これは行政で今まで進めてきました。議長をしていただいている方々は覚えていただいておりますが、行政と議長と一緒に、関係市町村の町行政と議会がともに協議会を進めて、知事要望活動を進めてきました。

この計画のもとに、これではいかんということで、住民との協働が入ってまいりました。そして、住民会議が生まれてきた背景があり、大きく前進をしているというのが、これは京都府の要望活動の形態の協働というんです。その計画のもとに今、進められております。その中でちょっと加えますと、治山治水も大きく入ってきております。

それと、やはりこれがまず大きく特徴であったと思いますが、ここにもう一つ、次につないでいかなきゃならん大きな問題は、犬打峠のトンネル化であろうと思いますし、今、長寿命化計画に基づく橋・道路、そういった問題であろうというように思っております。

次に、安心安全で住民の命を守るというのは、行政の大きな問題でありました。

これとて、もうご案内のとおり、国のほうでは光ケーブルに移り変わる過渡期でも

ありました。和東町はCATVを使ってテレビ行政を非常に推進してきた経緯があるわけなんです、ここで大きな岐路に立たされました。そして、皆さん方とともにして、近隣の市町村と大きく違いますのは、町で事業として、そして運営が町でやるという特別会計を設けてやらなかった。何億円かけてやらなかった。近隣ではそういう方向でこれに受けていかれた。

私は、ケーブルというのは国の施策じゃないかと。そこへ和東町の税金をちょっとでも使ってやるというのはいかななものかということで、非常にここは議員の皆さん方と一緒に辛抱させていただきました。そういう中で、NTTがやっていただくということになりました。ただ、一つ、NTTもただではやりません。やはりあそこも民間でありますから、投資できる将来の夢がなければいけないということで、議会でもご審議いただきました光ボックス、これとて光ボックスはタイトルというのか、方向でありますから、これを必ず入れんことにはしませんということにはなかったです。こういう方向でやりますからやってくださいねということですから、この予算執行もなかなか思うようにはいってない。それがいけないから、あかんやないかて。よく考えてみたら、これはNTTに光を引くことが目的だったから、これを目的に引かせたわけですから、一応、第一義的な目標は達成しています。あとはそれを有効活用する。日進月歩の問題がありますので、ここは住民と協働してこれから考えていかなきゃならない。

これはテレワーク事業とか、新しいこれからの時代に合った問題が残ってくるわけでありまして。だから、今後の課題としては、そうした施設をどう有効利用して、和東町のある地域の産業を活性化するか。

朝からも出ておりましたように、インバウンド観光とか輸出問題とかいうところにこれは関係してまいります。これは後期のことでもあります。こういった問題。

もちろんお茶の問題です。和東町は産業振興という問題は非常に大事であります。今までは補助金行政が中心になってまちづくりを進めてきました。だから、補助金で

やるところは、開墾どうやとか、うちではできませんから、農協でまとめてもらって、そしてやってきた経緯があります。こういう行政が頭は尽きました。

そして、住民からこういうことをやりたいという交付の方向に変わりました。まちづくり交付資金の形になってまいりました。いわゆる計画書に基づいてやっていかなきゃならない。そのときに何するかというのは、これからのまちづくりはどうあるべきかというのは、行政だけでは考えられません。先ほどの協働です。

てん茶工房でいくねん。6次産業でいくねんと。いわゆるこれからは景観を使って、お茶の振興とあわせてやるねん。これは住民の参加をいただかなかつたら、なかなかできないわけです。そして、そういうためにも、そういう方向の道を開いたのが前期の計画であるわけなんです。それとて、今、後期に引きずっていくのは、今度は内容、今は旗を揚げて方向を示させていただきました。

住民の皆さんも、方向はわかってきておられると思います。だから、今後は、道路を改良するねやとか、農道をつくるねやとか、工場つくるねやといういつでは、補助金は国のほうから何ら入ってきません。いわゆる和東町のインバウンド観光にどう対応するねんとか、これからの地域にどうするねんという、いわゆる物の見方、視点が変わってきます。これが地方創生の考え方になりますから、そこへどうのせていこうかというのが今の問題であります。こういうことに引きずっていかなくちゃならない問題があります。

当然、今、国・府は大きくインバウンド観光に力を入れております。こういうところに今いろんな問題。朝からも出ておりましたように、民泊の見直し。それもきょうの新聞かどこかで、民泊のところの見直しをされたという国のうごきというものもありますが、和東町は京都府の条例とか、そして命の里事業とかいうのを抱えているわけですから、それとあわせて独自の施策があります。その辺のところを充実して、朝も出ておりましたように、特区を受ける分と今のままでも命の里事業でもいける分とか、いろいろな実態に合わせた中でこれから進めていくというのがこれからの方向なんで

す。産業はそういうことです。

それと、もう一つは、さっきの命の中では、防災無線のあれだけやなしに、私は光ボックス、N T Tのあれだけやなしに、無線のほうにも力を入れましたので、家庭と屋外とにつけて、その方向で住民の命を守る、この充実を図ってきているわけであります。こういうことがあるわけなんです。

それとあわせて、さっきもちょっと出ておりましたように、協働というのが大きなキーワードになりましたから、和束町の公共施設を協働に積極的に利用してもらおうという火つけ役をやっていただきます。そのためのテラスであろうが体験交流センターであろうが、持っているところはフルに活用しました。そして今やっているのは、そういう方向で条例整備がこうなっているから、それは使ったらあかんやないかというような、こういう時代おくれやなしに、こういう時代に合わせてこの条例を今の時代に合わさんと、直さなあかんやないかと、こういう立場で今、物事を進めております。

だから、体験整備にしろテラスにしたかて、今まででしたらこれは休憩所です。休憩所という利用の仕方でもいいのか悪いのかと、そんな議論やなしに、協働ということから、あれを協働のために有効利用していくという解釈で、条例がおくれておったら条例改正をさすと、こういう方向で考えていかなきゃならんというのが、基本構想の大きなテーマです。それを今、進めております。

そして、こういった大きなトータルをまとめていくのに、内閣府の指定を受けていかなきゃならない。内閣府は何かいうたら、地域再生に、この当時は電気を大きな計画として位置づけました。地域再生法という法律です。

これは今、ことしの法律はその改正をやってきています。何回か改正。これを和束町は、職員全部が早くから地域再生法の計画にのっかって、指定を受けた分が雇用促進協議会のような労働省が入った問題、また、教育観光を受けたりとか、ああいう問題にいろいろ国の細かい施策を受けているものになっておる。今までは、大臣からもらうのは、文部省やったら文部省、厚労省は厚労省、建設大臣から認定するんですけど

ど、あの再生法は内閣府なんです。もとは何かというたら、内閣総理大臣、安倍首相の名前で来るです。そういうもとをいち早く和東町が受けて、前期で進めてまいりました。これが27年度。

その間、きょうの質問にありましたように、ここの議員に関係者がおられますが、住民のご苦勞をいただいて、和東町の住民協働のグループが生まれてきて、京都府からも表彰されたり、そういったことをされて貢献されてきた団体、グループもあらわれてきました。これが前期の大きく特徴です。

先ほどさらに発展さすべき、考えていくべきかというご質問を後でいただいておりますが、まさにこれから後期にそういったものを書いていく中なんです。時間ももろていますので、これを言うとまた長くなりますので、ここで置きますけどね、前期の。だから、後期と合わせて申し上げましたように、後期は前期を基本にしつつ、後期をやっぱり残っているところを継続しなきゃならんと。住民と協働、そして交流をどうやっていくか。その中では、今は農政省も力を入れているインバウンド観光当たりが中心になったり、そして輸出をやったり、その中で、和東町が早くから景観というのを入れてきた面が一つありましたもんですから、京都府の行政の方向と連携したやり方をしていかなきゃならない。京都府はそこで方向、和東町がどう向いているか。一つは、日本遺産に増していただきまして、それから世界遺産に向けて頑張ろうというのが京都府の施策。

それと、もう一つは、北は海の京都、中で森の京都、もう一つ何とか京都があるらしいんですけども、今、私、思い浮かびませんが、大きな海の京都、森の京都、そしてお茶の京都としてまちづくりをしていこうと。京都はやっぱり景観が中心になっておるものですから、和東町をその中心に据えていこうということで、和東町に対して京都府は非常に思いを持っていただいております。そういった連携を深めたまちづくり、それに絡んだまちづくりがこれからの方向にもなっていくと思います。

それと、今後は東京でオリンピックが開かれるということでもあります。今、京都府

ではそれに向けての合宿所を積極的に受けていこうという問題もありますが、これはうちではなかなか難しい問題もありますので、進捗はありませんが、そういう時代の流れの中に和東町のあり方をどうすべきか。

当然、湯船には、ちゃんとマウンテンバイクというのが、ああいうものも今、皆さん方のご承認をいただいて執行しています。今後の課題は、あれを和東町ですれば、湯船の地域振興にどうなるか、あわせて和東町のその接点を見出していかなきゃならん、こういう課題もたくさんあります。そのためにも運営母体をきちっとしていこうということで、当面の課題として担当課では取り組んでいただいています。そういう中で、こういった問題を、持っている資産をフルに使って、京都府と連携して、時代になつたまちづくりというのが大きくこれからの後期計画に引き継いでいくべきだろうというように思っております。

申しおくれましたが、福祉も大きな問題でした。福祉にとっても大きく変わってきております。この中で基本計画を入れますが、個々の計画を立てて、これからやっていく内容で重点を置かなきゃならないのは、これは後期に引き継いでいきます。

それと、医療体制も大きく変わりました。山城病院が地域急性期病院として移行しました。今度は総括に、ケアという大きな問題がこれから生まれてきて、連携して和東町の高齢者社会に対応しようとしているときに、どこが拠点になると、そういう問題もこれから後期に引き継いでまいります。

まだ一つ、山城病院が急性期としてこの地域医療の中心になっていこうというところは、過日、予算等で申し上げたところがありますが、これを肉づけしていかなきゃならない。これから和東町の医療のシステムに、委員とか、そういう体制も、一委員が減りましたもんですから、非常厳しい状況の中で、今後の医療体制をどうすべきか。基本は、山城病院を中心にどう医療体制を構築していこうかというのが後期の問題になってきます。

どなたから出ておりましたが、それとあわせて、健康管理センター的な住民を守る

形というのは、これからの大きな重要問題であろうというように思っております。これは時間がかかりますと、これは非常に思いがたくさんあるものですから、ここはこれだけに置いて、個々に絞って再質問いただくということに委ねて、次の答弁とさせていただきます。

後期については簡単にいたします。なぜなら、今は後期基本計画をお願いして、そしてこれからつくり上げていこうという段階ですから、この課題としたところにおいてのみを申し上げたと。こうだという言い切り方は、答申書をいただいて作成した段階での話でお許しいただきたいと思えます。

それでは、次に、社会インフラの再生についてお答えをいたします。

ご質問のとおり、我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていることは間違いありません。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中ではありますが、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握して、長期的な視点を持って、そして更新、統廃合、長寿命化など計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化することとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要になってきております。これはご質問にもあったとおりであります。

国においては、インフラの老朽化が急速に進展する中、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるとの認識のもと、平成25年11月に、インフラ長寿命化基本計画が策定されたところであります。本町におきましても、こうした国の動きと歩調を合わせ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画がありますが、公共施設等総合管理計画を今度の平成28年度中に策定して、適性な管理に努めていく予定としておりますので、ご理解をいただきたいと、このように思っているところであります。

なお、施設の耐震化及び橋梁の保守点検の進捗状況については、現在一部進めているところもありますので、所管課のほうから具体的な答弁をさせていただくと、こう

いうことでよろしくお願いいたします。

また、ふれあい工房テラス和豆香の管理運営については、先ほど少し基本的な申し上げました。これを有効利用するということでは、ただいまのご質問で提案いただいていることも一提案ではありますが、目的は、やはり今の総合計画、住民との協働、そしてまちづくりの中にどう組み込んでいくかということであろうかと思っております。この点につきましても、担当課長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、岡田議員の質問にお答えさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、私からは、岡田議員のご質問のうち、社会インフラの再生についての公共施設の整備等についてお答えいたします。

先ほど町長が答弁させていただいたとおり、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことが必要なことから、公共施設等総合管理計画を平成28年度中に策定する予定でございます。

本町におきましても、行政施設、福祉施設、医療施設等54施設があり、これらの施設は老朽化が進み、更新時期を迎えております。築年数が20年以上経過している施設の割合は60%を超えており、そのうち築30年を経過している施設は30%を超えているという状況でございます。

庁舎におきましては昭和55年の建築でありまして、ことしで35年が経過しておるところでございます。この間、平成18年度及び平成20年度並びに平成22年度に大規模改修を実施しておるところでございます。ご案内のとおり、来年度には耐震

工事と大規模改修を実施する予定であり、計画的な修繕により施設の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

また、社会福祉センターと国保診療所につきましても、それぞれ幾度かの改修を実施し長寿命化を図っておりますけれども、社会福祉センターは築４６年、国保診療所は築４９年が経過しており、耐震化の問題もあることから、第４次総合計画及び過疎計画にうたってあるとおり、総合保健福祉センターの整備を検討していかなければならないと認識しておるところでございます。

また、公共施設の耐震化につきましても、先ほど申しあげました庁舎と人権ふれあいセンターは来年度に実施する計画でございます。今後、保育園等の公共施設も来年度策定いたします公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な整備を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、岡田議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

それでは、私からは、２番の社会インフラの再生につきましてということで、岡田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

１番から４番までの内容にはなっておりますが、先ほど全体としては町長、また総務課長からの答弁がございましたので、私といたしましては橋梁関係ととらまえまして、１、２、３、４番に対しましての答弁をさせていただきたいと思っております。

和東町の橋梁台帳には、１５メートル未満の橋が１５３橋、１５メートル以上が２２橋の計１７５橋が搭載されております。保守点検の実施は平成２１年度に１５メートル以上の橋梁２２橋全てを点検し、平成２２年度に１５メートル未満の橋梁３７橋を点検いたしました。点検実施率はそこまでで３３．７％でございます。

国からは、5年に1回のサイクルで点検実施が決められておりまして、平成21年度に実施した15メートル以上の橋梁の22橋のうち12橋を平成26年度に2回目の点検を実施いたしました。15メートル以上の橋梁残り10橋につきましては、平成22年度に点検した15メートル未満の37橋のうち32橋を今年度再点検しております。

点検計画では、来年度から15メートル未満の橋梁点検を順次実施予定で、平成30年度で全ての橋梁の点検を終了するところでございます。しかし、平成31年度には、平成26年度に実施した15メートル以上の12橋の5年後の点検をする必要があります、その後も順次5年ごとの点検を実施しなければなりません。

その点において、経年劣化等につきましては、この点検で判明した損傷箇所等の修繕対策を実施するため、一応、予算では無理でございますけど、今現在もいただいておりますが、社会資本整備総合交付金を使いまして、損傷箇所、劣化の場所の修繕を実施したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

それでは、私からは、岡田議員の3のふれあい工房テラス和豆香の管理、運営について、①の施設の当初からの目的は、②のふれあい工房テラス和豆香の施設がまちづくりに期待しているものとはいうことでお答えしたいと思います。

本施設は住民の交流の拠点施設として、住民行政の協働による施策を推進していくため、平成22年9月議会において、和東ふれあい工房の設置及び管理条例を上程し、ご承認いただいたところでございます。

この条例施行に伴い、和東ふれあい工房の管理に関する規定で必要な事項を定め、第1条に掲げる施設目的を達成するため、第3条においては、和東茶を初めとした本町の産業の復旧・発展、特産品の開発等を業務とし、本町の地域活性化を図ることを

目的とする団体及び組織に業務の一部、または全部を委託することができるとうたわれております。

条例を施行した平成22年に、和東茶カフェ運営協議会と覚書を交わし、現在、管理等を委託しているところでございます。

2のふれあい工房テラス和豆香の施設がまちづくりに期待されるものとはということでございます。

本施設は、現在、地元特産物の研究開発の拠点として現在利用もされております。主な利用としましては、和東町の地域力推進協議会のワークショップ、またまちづくりについて研究会を開催したり、また教育委員会で生涯学習ということで洋画教室、また文化財保護委員の研修会、また先ほどお話がありました、観光で来られて、そこで活性化センターの茶つみツアーとか、そこを昼食の場所としても利用されています。地元特産品の拠点として利用しているところでございますが、今後さらに地域の交流の拠点として利用していただくことを考えております。

先ほど山の家のリニューアルオープンに向けての管理を今後検討してはどうかという意見がございました。それにつきましても、山の家の一体化の利用につきましても、今後検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

いろいろと理事者の方から答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

まず、最初に、前期基本計画並びに後期に向けてのお話は町長を熟弁をいただきまして、非常に前期と後期が連携して動いていくと、つながっていくというお話いただきました。私たちも、それに努力して頑張っていく所存でございます。

しかし、これから先、10年、20年、30年先を考えると、やっぱり心配な

ことが多々ございます。やはりそれは人口問題が一つの大きなテーマになってくるん
であろうと思っております。人が動いて経済が動き、そして経済が動き、そして町が
活性化すると。そうやって町が育んでいくと。そして、次の新たなステージへと向か
っていくというふうに町の経済というのが動いていくんであろうと思っておりますが、
しかし、現在はですね、残念ながら、人が減り、住んでいる人たちの意欲というもの
が、やはり人口減少によって町が沈んでいる。それは皆さんの無意識というものに助
長されていっているんじゃないかかなと思っております。だからその無意識の負の世
界から、町長の思うようにこのようにしていくんだという先ほどの話の熱弁にありま
したように、意識づけをこれからしていかないと、町民の方もなかなかその思いとい
うものがわかっていただけないのかなというように思っております。

その思いというものは、議会、行政、そしてまた町民の皆様方とともに果敢に勇気
を持って進むべきときは進んでいって、また勇気を持って撤退すべきは撤退をする
という一つのメリ張りのあるかじ取りを、今後、行政のほうにお願いをしたいと思っ
ております。

それから、社会インフラの再生について答弁をいただきまして、その中で、これは
和束のものじゃないんですけども、府の管理の和束隧道というのが原山から湯船にか
けて2カ所ございますね。これは府のもんですから、府が管理しとったらええねん
というような感覚の中でとらまえておられるのではないかということを感じるんです
けども、やはり町にあるものですから、町の管理とはいかなくても、府の点検状況とか、
あるいは安全状況とか、そういった状況を絶えずチェックし、管理をしておかなけり
ゃならないんじゃないかなろうかと、このように思っております。

やはり湯船の方々が和束に来るのはその隧道を通らずして町内のほうに入ってこら
れないわけですから、その辺の情報把握等について答弁をお願いしたいと思います。

これは昭和32年ごろに完成されたというふうに聞き及んでおりますので、これは
老朽化という問題がかなり進んでおると、このように思っておりますので、今後の府

のほうの情報等々をおつかみでございましたらば、ご披露をお願いしたいと思っております。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

現在、トンネルの関係のお話をいただいたんですが、笹子トンネルの屋根の落下事故以来、やはり道路施設の関係につきましては、全国的にも気をつけるように国からもいろいろとそういった指示が出ております。町じゃなくて府道の関係の話になりますと、枝でありましたり、陥没でありましたり、そういった部分につきましては、逐一、住民からのお伝え、また私どもが走行していた段階で目にしたものにつきましては、管理室のほうにご報告させていただきまして、修理なりをしていただいているところでございます。

今年度につきましても、湯船区内、それから撰原区内、また最近では、今、修理していただいたんですが、柚田の入り口、死亡事故をやったところなんですけど、マンホールの部分の舗装が悪いということで直していただきまして、気にするところにつきましても、また住民の方なりからご報告いただいている部分につきましては、逐一、京都府のほうにご報告させていただいております。

また、今ありましたトンネルにつきましても、こういった状態で、今現在で私も認識しておりませんでしたけども、また確認していただきまして、そのあたりの維持管理ですね、全ては管理室になっておりますので、そちらのほうにお願いいたしまして、適切な管理をお願いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

一つまた、町の中にあるものは、府とか町とかに問わずですね、やはり小まめにチェックをするなり、町民に安心安全というものを担保していかなきゃならないのは行政側、また我々住民のほうもそういうような知恵を出しながら考えていかなきゃならないと思っておりますので、その点についてよろしく願いをしておきたいと思えます。

それからですね、現在、老朽化というものについては、自治体そのものが維持管理をするという発想が今まではなかった、そのかわり減価償却も台帳もないというふうな状況でなかろうかと思えます。すなわち、壊れたら直すという考え方が主流であったのではないだろうかと思っております。そういった中で、そういった状況だからこそ老朽化の危機的な状況に陥っているのではなかろうかなど、このように思うわけがございます。

そして、そうなると、あとは資金の問題でございますけども、国も地方も莫大な借金を抱えて人口減少に向かう中で、公共事業等に回す財源というものがやはり限りあるというふうに考えております。

その中で、現在あるインフラの状態を正確に把握した上で、長期的な維持管理、つくりかえの計画、あるいはコストを最小限に抑えながら安全確保する工程表、こういったものをつくってですね、事業の見定め方、事業を伸ばすための維持管理のあり方というものを考えていかなきゃならないのではなかろうかと思っております。そして、それに携わる専門技能の比較とまではいきませんが、そういったことに長けておられる人材というものも、先ほどの話にありましたように、定期的に5年ごとに見直していくのであれば、5年以内に悪くなるような箇所も出てくるだろうと思っておりますので、そういった専門的な技能を持っておられる方の育成ということについての考え方についてご答弁いただけますか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

お答えさせていただきます。

一つ、国のほうでは、インフラ長寿命化計画というのをやっていかなきゃならん。その中では、5年を目指していかなきゃならない。そして、和東町においては、当然、住民の生命ですね、そういうことも担保した考え方をさせていかなきゃならんと、こういうことに立って行政を進めていかなきゃならないと、これは私もそのとおりだと思います。

ただ、これをだから行政の中で、それに特化した技師とかもこれから職種して位置づけていくかというところには、これからは三つに分かれると思います。いわゆる専門家に委託する、広域的に考える、そして和東の町で考えると。

今、京都府のほうでは、一つは、小さな市町村、人口規模の小さい市町村というのは、やっぱり配置をすることができない、そういうことから、公社等、技術的な面を委託してやるという方向の充実化を図ろうという方向に進めておられます。そういう方向も見定めていかなきゃならない。だから、今、早急に、はい、わかりました、それをやりますという方向は今のあり方からちょっと早過ぎるんじゃないかなと私は思っております。

こういう京都府の動き、そして、いわゆる広域行政の動き、そして法律の実際的に和東町が今やっておるのは、委託しておりますけども、委託の方式と、こういうことをきちっと見定めて動くことが大事だと思います。ここはちょっと考え方が分かれるというように思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

安全点検・修繕、施設の安全健全度でございますけども、今ありましたように、長寿命化計画というものを樹立いたしまして今やっておりますのは橋梁点検でございます。

また、26年度の事業で道路施設の路面調査であったり、安全施設だったりという点検も補助事業を受けながらさせていただいておりますので、これからも施設のものにつきましては十分確認しながら、また従来、町内のいろいろ現場を走行する際にも、危険箇所につきましては、職員が目にしたものにつきましては、修繕なり補修なりしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

先ほども建設課長のほうからご答弁いただきましたように、橋の検査を今、進捗をされておるといことでございます。その中で1点だけ気になっているのは、中地区の日本一の橋ですね、名前は日本一なんですけども、メートル数でいったら何メートルあるんですかね。5メートルぐらいですかね。その橋が一応通行不能ということで非常に中地区の皆様方にはご不便をかけているわけなんです。田へ、中のほうから門前のほうへ行こうと思うと、遠回り1周して来んことにはトラクターも行けないし、車も行けないというようなことで、非常に不便がかかっていると。それについては、建設会社さんのほうも懸念をされて表明をされておりましたけれども、この修理状況、修理といってもかけかえになるんでしょうかね。あとのケアの問題、それに対する財源の問題等々あるかと思うんですけども、これの計画性についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

今おっしゃった日本一橋につきましては、今年度の橋梁点検の対象橋梁になっておりました。5年前に点検した際の部分で今回点検したところ、そういった状態が進んでおることがわかりましたので、今回通行どめにさせていただいております。

現在、その点検業者におきまして、こういった形で修繕するのであるかというところの図面等を今、指示しておるところでございます。

河川でございまして、河川協議が発生するような事態になりますと、橋自身、こういった形で構築し直すかということにもなりますので、そのあたりも慎重に進めながら、今の河川よりも高くしなけりゃならんというような構造になってしまいますと、まだまだ長くなりますんで、そのあたりもうまく短期間で修繕できるような形ということを模索しながら今、進めているところでございますので、よろしくお願ひしたいです。

また、近隣住民の方につきましても、一応、区長さんのほうには確認もさせていただきながら、回覧も入れさせていただきながら、通行どめを継続して迷惑をかけておるんですけども、そういった形で、こういったことが一番いいのかというところで検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

今、申し上げましたのは、早急にかきかえをしなきゃならないというふうなところでございます。今、検査に当たっていただいている中で、やはりランクづけというんですかね、すぐにかからなきゃならないとか、あるいはちょっと猶予があるよとか、安全だとかいうランクづけをされていると思うんですけども、そういったところに対するケアの問題とか、お金の問題とか、あるいは橋のケアをしていく問題とか、優先順位というのはどのようにお考えになっているのか、その点についてももう一度お聞

かせください。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

平成21年度、22年度の検査、まず現在の検査の中で点検しなければならないということで、長寿命化計画を立てております。一応、15メートル以上の橋梁につきましては重要な橋梁という見方で長寿命化計画を立てておりまして、そのレベルに応じた形の中で順次修繕をかけておりまして、今年度は通学橋、釜塚橋、地藏橋、中山橋、これを修繕ということで発注、今、施行しておるところでございます。

ということございまして、21、22年成果をもとに、悪いところは修繕していくという状態です、ここ早急にしなければならないというような結果は、その検査の中には出ておりませんでしたので、でも順次やっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

はい、ありがとうございます。

それではですね、施設の中でやはり一番、私、心配しているのは、先ほども総務課長のほうからご答弁いただきましたけれども、和東診療所の今後の処理方法という、建てかえるのかリフォームしていくのか、その方向性ですね、特に高齢化社会、これから迎えるわけでありまして、診療所とか医療施設が非常に地域にとっては重要になってこようかと思っております。そして、去る11月にはですね、南医院さんが閉院されましたということによって、和東の地域医療の診療所としての地位というんですか、利用頻度というんですかね、町民の方々は非常に多くなると思っておりますの

で、この建物の老朽化というものが今後心配をする、あるいはまた先生の年齢から考えると、後継の方の先生の問題とか、これから先いろんな心配事ばかりになるんですけども、考えられると思うんですが、和東診療所の今後の処理というんですかね、進め方というんですかね、考え方というんですかね、その辺についてもう一度ご答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、国保診療所につきましては築49年が経過しておるといところでございます。それと社会福祉センターは築46年ということでございまして、総合計画にうたっておりますとおり、総合保健福祉計画の整備を検討するというところとなっております。現時点では、その構想の段階にまでは至っていないところでございますけれども、今後、構想着工につなげてまいりたいと思っております。

今、議員ご質問にございましたとおり、国保診療所につきましては、和東町におけます1次医療の拠点ということで非常に重要な施設ということは重々認識しております。それと、いわゆる保健センター的な機能と会館的な機能を持つておる社会福祉センターの整備につきましても喫緊の課題ということでございますので、やはりこの築年数を勘案いたしましたら、一定の統廃合という形で、新たな複合施設の建設が合理的ではないかというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

答弁させていただきます。

今も重なるんですが、まず最初には、時間がないようですので、1点には、診療所の将来のあり方、重要な問題です。そして、福祉センターのあり方、大事です。そして、福祉の高齢社会にどう対応するか。地域包括支援センターという機能も大事であります。そういうことを考えますと、今後何らかの形で、今、総務課長が言われた構想を立てていく方向で進めていかなきゃならない。ただ、こうしますというのは、先ほど社会保険センターのところで答弁いたしました、そういう名でええのかは別として、もう少し広い、次の時代に合った施設を考えていくというのも一つの方向ですので、それとあわせて今あるように考えていきたいと、こういう答弁であります。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

時間がありません。最後の質問になります。

水道についてちょっとお願いしたいと思います。

西部地区といいますのは、石寺、白栖の簡易水道の配水管ですね、これが非常に老朽化しておって、住民の方が漏水による供給の中断というのがしばしば起こっておると。これを何とか早く修理してほしいというふうなことを耳にしておりますので、その点については、今後、鋭意努力していただきたいと、このように思っております。これは要望にとめさせていただきます。

最後にですね、まとめというんですか、私の思いというものをちょっと述べさせていただきます。

人口減少とそれから少子高齢化の進行によって税収の減少、そしてまた社会保障の経費、医療費の増加により財政の悪化が懸念されると。経費節減、財政確保に努めながら社会的なインフラを整備することにより、町全体がすっきりきれいな町並み風景

になり、訪問者なり観光に訪れた方が第一印象として、農村風景も茶畑風景もきれいだねと、町並みも行き届いているねと、そうした一体感というものが和東町にどっしりしているという印象を心に刻んでいただけるよう、またその延長線上に先ほど来ご質問がありましたように、定住人口の増加、観光客の増加に時間の経過とともにつながるはずであると私は思っておりますので、今後とも継続的なインフラの整備により一層の努力をお願いしたいと、このように思いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（畑 武志君）

これにて岡田泰正議員の質問を終わります。

一般質問の途中ではございますが、ただいまから2時40分まで休憩いたします。

休憩（午後2時30分～午後2時40分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

日本共産党の岡本でございます。

ただいまから一般質問を行います。

まず、第1に、地域別住民懇談会の開催について伺います。

町長は、住民との協働という言葉をよく口にされ、この間、その一環の中でさまざま取り組みをされてきた面もございます。

一方で、各地域での懇談会については基本的に実施されてこられませんでした。住民・地域の声をお聞きする方法はさまざまあるとは思いますが、私はやはり定期的、できるならば毎年各地域に足を運ばれ、懇談する場が重要だと考えております。

今、地方創生総合戦略であるとか、また人口ビジョンなど、これまでの政治の失政

による結果であることやその責任が曖昧にされている側面はあるにいたしましても、実際問題として地域や暮らしの現状打開は待ったなしであることも事実であります。そして、そのあらわれや課題も、同じ町内でありましても各地域によってさまざまであり、よりローカルな観点で向き合うことが大切なときではないかと思えます。その意味からも、今こそ町長を初め管理職、職員の皆さんが各地域に足を運ばれ、声を聞く場を持つことが重要と考え、今回、地域別住民懇談会の開催を改めて求めるものでございます。

答弁を求めます。

第2に、若い世代等の定住・移住を支援する取り組みについて伺います。

先月、議会研修におきまして、岡山県の奈義町、鳥取県の江府町を訪問し、定住施策について学ぶ機会をいただきました。

特に奈義町におきましては、住宅整備、子育て支援、雇用創出を3本柱にした施策が進められる中で、若い世代の定住が一定進み、出生率も上昇し、人口も増加に転じるなど貴重な成果を上げておられ、私たちの今後の取り組みへの大事なヒントを与えていただきました。

また、江府町では、本町よりもさらに小規模な町ながら、若い職員の皆さんを中心に、定住・移住支援に意欲的に取り組まれている様子に小さな町の大きな希望と可能性を感じることができました。

今回の研修を踏まえ、幾つかの点について質問させていただきます。

まず、1点目に要望したいのは、定住・移住支援の取り組みの検討や推進を専門的に行う部署、また職員の配置であります。

定住や移住支援の仕事は、さまざまな仕事のついでや一部ではなかなか進まないと考えておりますが、どのようにお考えか答弁を願います。

次に、住宅の整備、確保についてであります。

奈義町での研修で、定住を進める上で、改めて住宅の重要性とともに住宅整備と確

保における町の積極的な役割の重要性を再認識いたしました。その上で2点伺います。

1点目に、若者や子育て世代向けの町営賃貸住宅の検討と整備を求めたいと思います。

2点目に、空き家等を活用した「お試し住宅」や賃貸住宅の整備を今後検討していただき、整備を求めたいと思います。

次に、子育て支援のさらなる充実について伺います。

この間、本町でも支援の充実が行われてまいりましたが、まだまだできること、すべきことは多くあると研修で実感しました。それを踏まえまして、今回、主に五つの点について要望し、今後、充実に向けて検討を求めたいと思います。

1点目に、高校生までの医療費無料化や任意予防接種への補助実施や拡充を求めたいと思います。

2点目に、相楽圏内での平日・夜間の小児救急体制の充実へ関係機関に働きかけをしていただきたいと思います。

3点目に、出産祝い金制度の検討、そして実施を今後求めていきたいと思います。

4点目に、義務教育費の無償化の検討、実施を強く求めます。

5点目に、保育園、学童保育での午後7時までの延長保育の早期実施、保育園での病児病後児保育の実施検討を改めて求めたいと思います。

最後に、第3番目に、地域の医療、福祉を担うマンパワーの養成、確保の取り組みという点でありまして、医療や福祉などへの道を目指す若い方を中心とした人々への就学支援制度の創設を改めて求めるものでございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、地域別住民懇談会の開催についてであります。

先ほども出ておりましたように、第4次基本構想は住民との協働であります。そして今、岡本議員が言われたように、住民とまちづくりをともに考えていく。そういうためにも話し合いは大事だと。私もこのご質問の趣旨は同感だと思っております。

当初から、私もこの構想が始まったときに、住民懇談会と地域別懇談会、区へ回らせていただきました。議員の中には、区長さんを経験されておられる方もありますが、和束町から行きますよというように言ったときにはですね、どうしても集めていただくのに苦労する。当時の区長会とかですね、自主的に来ていただくと。だから、役員の方が集まってもらうとかいうように限定されるというのがこういうのが非常にありまして、農繁期とかいろんなときを避けていかなきゃならんとか、これはそういう問題も、そういう中でもご提起をいただきました。しかし、大事やということで、それだったら、住民の皆さんに5人以上来てくださいねという形をとれば寄せてもらって話し合いをするということは大事かなと。地域の中で住民の方がそういう形をとって制度化したものが今、続いております。

これが今までの実績で、私、これにのって行かせていただいたというのくは2カ所しかないわけなんです。ところが、やっぱりこちらから今も質問がありますように、いわゆる自主的に総合戦略を立てるとか、やっぱり住民の協力をいただかなきゃならんと思ったら、住民の皆さんとひざを交えて話し合いをさせていただくのは非常に重要なことだと思いますが、この期限があって、10月末日までに出しなさい、こういう定義の中で取り組んでいきますと、区と開催日を協議いたしますと、1回お願いしますと、1年間サイクルの中でやってもらうということですから、1年間の中で計画をしていこうということになれば非常に苦労するわけであります。

それで、また、一つの区だけ行って、ここの区は行きませんということはなかなか

とれないと。しかし、大事だと。その折衷案として、呼んでくださいねと。そこは行きますよと。

先ほど今度のマイナンバー制度なんですが、石寺区から老人クラブの方ですけども、説明に来てくださいねと、寄せてもらいますよと、何であそこだけがと、こうなるわけなんです、これはやっぱりこういう要項に基づいて来てくださいねという趣旨に沿って寄せていただくと。

ならば、こういう制度の周知を、今、岡本議員のご質問をお聞かせ願ひ、この周知をやっぱりしていかないといかんのかと、こんな思いをさせていただきました。

私は、これは持ち方が非常に基本的には、こういう開催日を持ったらどうですかというんですけども、1週間で持てるものでもありませんし、場合によっては1カ月で持てるものでもないんです。繰り返しますけども、11週後から15回るとすれば非常に大変であります。しかし、これを何とか急ぐときには、旧村単位で持ちましょうかと、こんな話もして、過去にやってきたことがあります。旧村単位でやりますよと、こんなことを考えていかなきゃなりませんので、今、申し上げた内容になっているということでご承知おきを。

もし、持つだったら、急を要する何月まで提出しなきゃならんというときだったら、いつからかかったらいいのか、全部の区がこなせるのか、ここのところも具体核論の中では頭の痛いところでもありますので、これを十分ご理解をいただきたいなど、このように思っております。これは私は、基本的に非常に大事な問題だと思っておりますので、やっぱりこういう形で機会がいただければありがたいと、このように思っているところでもあります。

次に、若い世代等の移住・定住を支援する取り組みについてお答えいたします。

最近、日本全体が人口減になってきました。時には、増田さんが委員長をされております消滅する市町村があらわれるという衝撃的な、ある意味ではショッキングな発表がされたわけでありまして。それまでから、この発表をされるまでから、いろんな方

からの朝からご質問がありましたように、非常に取り組みを積極的にされて、成功をおさめておられるところがあります。

今、申されたように非常に小さいまち、1,000人を切るまちとかあったり、そして、中国地方でも、海士町の島の中で、いわゆるサザエでカレーをつくるとか、その中の高校生が非常にふえてきたとか、そういう例もあるわけであります。

そういったことを踏まえて、今、各市町村ではいろいろな取り組みをされております。そういう中で、今、言われますように、移住をどう図るか、定住・移住をどう促進していこうかと、こういうときであります。

一昨日、NHKの番組で取り上げられるのは、3点はやっぱりコミュニティの問題、空き家の問題、そしてまた仕事の問題であろうと、こういうことであります。中には東京で生活して、給料は高いけども、実質田舎で住んだほうが精神的な生活は豊かになり、貯蓄もできるようになる。しかし、給料は低いと、こういうところの紹介もされておりました。朝から1.5倍になったという数字で質問された議員さんもあったわけなんですけど、まさに今、農山村に若い人の目が向いてきている。その受け皿がどうなると、こういうことになります。

今、和東町でも、和東町へ来たいという方がたくさんありますが、その方に対しての空き家がなかなかなかったり、住宅がなかなかないというのは確かに課題であります。しかし、和東町の財政状況からいろんな状況から見て、今、申されました二つの案を質問いただきました。一つは賃貸住宅、もう一つは空き家対策、こういうことになります。

この賃貸住宅というのは非常に幅広い問題でありまして、ああ、そうですかというようになかなかいかない問題もありますので、こういった賃貸住宅の方向についてもいろんな今、取り組み方があるわけなんで、町で全てやる問題もあれば、PFIと言われる方法もあるわけです。

もう一つ真ん中に何かがあるようでありまして、非常にたくさん取り組みがありま

す。そういう取り組みの仕方が和東町で何が合っているのかということもやっぱり考えていかなきゃならんと。

やはり住宅行政というのは重要な問題だと思っております。だから、その難しい問題で難しいって置いておいたらどうなるかということではっとくわけにいきません。ことしだって空き家を調査いたしました。これも空き家を実態を調査して終わっているやないかという住民の声も耳にちらほら聞きます。この空き家の実態をそれだったらどうするのかというのが、今、我々に求められている課題であります。

一つには、空き家対策をシェアして一緒に取り組んでくれていることも先ほど紹介させていただきましたが、石寺のほうで若い子が生まれてきました。今後のシェアというのが非常に南山城村でもシェアというのを全面的に出して、大阪市内の大学ですか、そういった大学がそういったハウスを持ちかけてきたという流れもあります。

全国的に空き家については非常に広い範囲で検討されてきております。和東町ではどうなのかと、ここがこれからの課題であろうというように思っております。調査で置いておくんじゃないしに、この調査は空き家を利用するために実態を調べたと、ということで、そしたら、この実態から次どうするのやというのがこれからの問題だろうと思っておりますので、賃貸住宅の方向より、むしろそちらの形のほうを早急に解決していかないと、あっちもこっちもと二足のわらじでいくと時代がちょっとおくれしてしまうのかなと、こんな思いもいたします。

私は、賃貸というPFIというのは過日の議会の中でも方向を示させていただきました。そういうことも含めて、今後の茶源郷というこの時代の流れの中で、和東町は非常に学研で半時間以内で進めるところやと。こうなれば、ここは住宅地としても将来開ける可能性もある。民間が入ってくる可能性もある。ここへトンネルが実現するとどうなるだろうかと、このように考えていくと、もう少しきちっとしたアクションプランを今から持っていないと私はだめだと思っております。

この空き家、賃貸を合わせて、和東町の若者の移住促進計画をいかに持っていか

ということをやっていく必要があると思っております。そういう意味で、ここに調べてご質問いただいていますように、朝はワンストップという話もいただきました。これは関連しますが、そういう方向の中では検討していくべきだろうと。もう少し具体的なところが詰まっておりますが、その方向にあることはどこの町村も事実であろうと思います。和東町も例外ではなく、その方向で進めていくことが大事だと思いますが、その都度、具体的なことを申し上げるのには時間をいただきたいなど、このように思っているところであります。

次に、子育て支援のさらなる充実についてでございますが、本町の子育て支援施策については、これまでも他市町村よりも先駆的な取り組みをしているところであります。一部ではもうさらにやったところが次にもう進んでいるところがありまして、何も先駆的じゃないじゃないかということでおしかりを受けておりますが、中学生の通学定期代の公費による全額負担ですね、中学生の場合は。高校生の通学定期代については半額補助ですね。また、中学校までの医療費の実質無償化、これも近隣の市町村で北のほうは進んでおるんですけども、また平成27年度から18歳未満の子育て世帯における第3子の保育料の減免など実施させていただいております。さらなる充実というわけでございますが、関係所管部署並びに子ども・子育て会議等において、今後、議論を深め、どのような施策が必要であるかを検討していきたいと、このように思っております。

岡本議員が言われておるこの関係でのご質問は、全ていろんなところの無償化、いろんなところでそういう充実を求めておられるわけでありまして、大変大事なことでありますが、これとて和東町の財政規模を全部上げますと経常経費につながっていく。一つだけであれば、そういう問題ではないんですけども、全部をとらえて充実させるとなれば、経常経費として非常に重きに占めてまいります。だから、ここでも申し上げますように、今後どういったものが重要なのか、今、和東町にとって何が大事なのかということを検討していく必要があるということで、高校生までの医療費の無

償化、これは大事なことだと思いますが、それと、任意予防接種への補助実施の拡充というところではありますが、これも含めながら検討していかなくちゃならない問題で、答えを早急に出せてないのはそういうところであることをご理解いただきたいというように思っております。

相楽圏内での平日・夜間小児救急医療体制への充実の働きかけをに關しましては、現在の体制は田辺中央病院と京都山城総合医療センターが曜日を決めて交代をさせていただいており、一定の体制については確保できておりました。ここ3年ほど前からですが、こういう体制をとってきておるわけでありまして。

現時点では今の体制を変えるという考えは、これは基本にしていかなくちゃなりませんので、持っておりますけれども、これも協力していただく医療機関のことも重要になってきますので、なかなか難しい問題であるわけでありまして。

少子化・過疎化が著しい一部の市町村等では、出産祝い金を町の注目施策として実施されていることから、和東町出産祝い金制度についてということとはなかなかいかなかったんですが、庁内で検討は既にさせていただきました。

和東町では、金銭の検討ではなく、いわゆるすこやかエンジェル基金を活用した出産祝い品を平成24年度より贈呈しており、出産祝い基金制度への実施については、現時点におきましては、事業予定が今しておらないと、こういうことでご理解いただきたい。部分的にこうしてまだ残っているところがありますが、先ほど言いましたように、経常経費の問題を考えますと、なかなか一つに踏み切れないというのが和東町の財政状況であることをひとつご理解をいただきたいというように思います。

続きまして、義務教育無償化の検討、実施をについてございます。

これも当然であります。無償化に全てできればいいんですけども、ここもあわせて、修学旅行もそうなんですけども、そういったものも含めて無償化というところですが、これとて先ほどと同じ基本的な考えに立っておりますので、もう少しこういった検討をさらにしていかなくちゃならんと、このように思っているところでもあります。

次に、保育園とか学童保育での午後7時までの延長保育の実施、それと、病中病後児保育の検討につきましては、保育園の午後7時までの延長保育は、本年10月に策定しました和東町地方創生総合戦略にも掲げておりますので、近い将来実施する方向で今、進めているところであります。

平成27年度4月より、現在の午後6時30分に延長し、保護者の皆さんから一定のご理解をいただいておりますので、次年度以降、保護者の皆さんのご意見をいただきながら、これも進めてまいりたい。一遍にぱっと窓を広げるより、住民の声を聞きながら一つ一つ着実に、そして財政状況を見合わせながら、いろんなところでやっているというのが状況です。

これが大きな問題になりますのは、やっぱり保育の先生方の充実、それが整わないとこういう体制はとれない。まずは保育士の充実というものをセットで考えていかなきゃならない。そういうことで、これがなかなか半時間であろうが1時間であろうが、それと関連してまいると、こういうことでなかなか難しい問題として思っているところでございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

それと、児童クラブの午後7時までの延長については担当課長より答弁をさせていただきたいというように思います。

病中病後児保育実施の検討については、京都府内の自治体で実施されている状況でございますが、それぞれの地域の保育受け入れは、先ほども言いましたように医療機関が中心となっており、役割を担っていただいております、医師・看護師等の専門スタッフが常駐されて保育を実施されていることから、本町においてはそのような医療機関がないことから、保育の実施は難しいのではということでもありますので、ひとつそういう方向でご理解をお願いしたいと、そのように思っているところであります。

続きまして、地域医療、福祉を担うマンパワーの要請、確保の取り組みを。

医療や福祉への道を目指す人への就学支援制度の創設についてでございます。

高齢化率が40%近くになっている本町におきましては、10月に町内の一医療機関

が廃業され、また和東町国民健康保険診療所の今後の運営を初め、地域医療の確保に関しては住民の健康を保持し、安心安全な生活が営むことのできるように、行政といたしましても最大限努力していく所存であります。これについての方向性は、先ほどとダブりますが、診療所の役割等について少し述べさせていただきました。また、山城総合医療センターとの関連についても触れさせていただきましたので、ダブりますので、省略させていただきます。

さらに、介護・福祉分野の人材確保は非常に重要な課題であると思っており、一部の自治体では、修学資金や奨学資金を貸与する制度を設けておられます。また、地元就労等の条件を満たせば返還免除になる規定を設けている自治体もあると聞いております。町内に就業できる事業所は多くはありません。また、和東町の定住促進施設等に効果がある事業であるか、今後も調査等を進めるとともに、ほかの定住対策照らし合わせながら研究をさせていただきたいと、このように考えているところでありますので、この点もご理解をいただきたいなど、このように思っております。

いずれにいたしましても重要なことではありますが、十分調査等、また近隣の先進な施策を頭に入れながら、今後検討させていただくと、こういうことでご理解のほうをよろしく願います。

以上、岡本議員の一般質問にお答えさせていただきました。

ありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（北 淳司君）

それでは、私からは、岡本議員の一般質問で2の若い世代等の定住・移住を支援する取り組みについての②ですけれども、空き家等を活用したお試し住宅や賃貸住宅の整備をということでお答えしたいと思います。

午前中、竹内議員の空き家バンク等設置についてのご質問とちょっと関連しますの

で、ご了承願いたいと思います。

空き家再生事業につきましては非常に重要であると考えております。それだけにお試し住宅や移住・定住者の賃貸住宅等を整備する際にも、事業の仕組みはきちんと整備しなければならないと考えております。

他の先進地事例も踏まえて検討しているところでございますが、ほかの地域の空き家バンクの状況から申し上げますと、空き家のほうはほとんどが売却を対象としているようでございます。賃貸物件は少ないようです。

それと、移住者が購入資金とまた改装資金が必要となり、かなりの金銭的負担がかかるというわけで、お試し住宅という考え方は一つの施策として考慮の余地があると考えております。その場合も、家主、行政、移住者の3者にとってメリットがあるよう創意工夫が必要かと考えております。

お試し住宅の使用条件や移住者が空き家を購入する際の支援制度、空き家の改修費は誰が持つか。もし、行政が負担とすれば、その改修方法についてはこれからの検討課題となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

それでは、岡本議員のご質問で、私からは、2の若い世代等の定住・移住を支援する取り組みについての（2）住宅の整備、確保をの①若者や子育て世代向けの町営賃貸住宅の整備をとということでございますので、それについてお答えさせていただきたいと思ひます。

②の空き家等を活用したお試し住宅や賃貸住宅の整備をの中に含まれるかと思ひますが、本町は現在老朽化が著しい町営住宅の建てかえ事業を平成26年度から進めており、第5中西団地がことし10月に完成いたしました。今年度から来年度にかけ

ては、第3中西団地の建てかえを予定しておりまして、町営住宅を継続的に建設するには、住宅債の活用をもってしても、なかなか財政的に厳しいものでございます。

そこで、町営住宅を建設して整備する前に、先ほど来、出ております空き家住宅を活用して、単身若者にはシェアハウス、子育て世代向けには庭つき一戸建て住宅を空き家を活用して進めてる方向づけが有効かと思えます。また、若者や子育て世代向けの町営賃貸住宅の整備を具体的に進めるには、若者というくくりと子育て世代というくくりをどういった枠でおさめるのか、漠然とし過ぎまして、住宅の構造をどう考えていくかということも一つの検討課題になるかと思えます。

朝からも出ておりましたが、人口動態を考えながら、財政も含めながら、空き家住宅の利活用を考えた上での岡本議員の若者・子育て向けの住宅というところへ結びつくのかと思えます。

また、民間の資金力、ノウハウを活用したPFIやPPPといった民間主導型の建設を取り込んで、今後の住宅施策に進めていけることができればいいのかというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

それでは、続きまして、私のほうからは、最初に大きな2番、若い世代の定住・移住を支援する取り組みについての（3）子育て支援のさらなる充実、高校生までの医療費無償化、任意予防接種への補助実施や拡充をについて答弁させていただきます。

高校生の医療費無償化については、町長が申し上げたとおりでございます。

任意予防接種への補助実施や拡充についての件でございますが、予防接種には定期予防接種と任意予防接種があり、定期予防接種につきましては、全額公費負担で行っておるところでございます。

任意予防接種は、インフルエンザを初めおたふく風邪、B型肝炎等の予防接種があり、その中で本町では、平成23年度より重症化予防の観点から、小学校就学前の幼児を対象としたインフルエンザ予防接種助成事業を実施しております。次年度以降、財源等を確保、また国・京都府の動向を見据えた中で、現課としては検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、②の相楽圏内での平日夜間小児科救急医療体制に充実への働きかけについて答弁させていただきます。

こちら町長が先ほど答弁いたしましたように、田辺中央病院と京都山城総合医療センターで現在対応していただいているところでございます。

月曜日から水曜日及び金曜日につきましては田辺中央病院が、木曜日が京都山城総合医療センターの体制として現在対応させていただいております。

ことしの年末でございますが、年末年始の期間中の小児救急医療体制につきましては、京都山城総合医療センター、学研都市病院でそれぞれ輪番制で体制を組んでいただいているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、③保育園、学童保育での午後7時までの延長保育実施、病中病後児保育実施の検討をについての保育園の延長保育病中病後児保育実施の検討については町長が答弁させていただきましたので、学童保育に係る午後7時までの延長保育の実施について答弁させていただきます。

ことし12月1日現在の児童クラブの利用者でございますが、小学校1年生から5年生までの26名が利用しております。開設時間は、平日授業終了から午後6時まで、土曜日は午前8時から、同じく、午後6時まで運営させていただいております。現在のところでございますが、登録児童の保護者から保育時間の延長をという意見はいただいております。また、要望もいただいておりますが、仕事等で迎えにくるのが少し遅くなった場合などは、これは以前にもお答えさせていただきましたが、指導員が柔軟に対応させていただいております。

保育園の保育時間と比べますと30分早くなっておりますが、現下では支障がないものと今のところ理解しております。

しかしながら、次年度以降、当然、利用保護者のご意見や要望を確認して、従事職員の勤務体制の確保も含め、近隣市町村の状況を見ながら調査を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上、岡本議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、一番最後に質問しました三つ目のいわゆる地域の医療、福祉を担う方たちの養成についての今回の就学支援制度の創設という形で提案をさせていただいているわけですが、やはりこの間、議論がありましたように、町内の医療機関の今後であるとか、また山城病院がいわゆる一定役割を持った病院として位置づけられていく中で、地域医療というものが大変重要になってきております。また、介護についてもですね、やはりどんどん高齢化もしていく中で、どれだけ地域で支えられるかということが大変やはり今後大事になってきているのも事実だと思うんですね。

そういう中で問題になってくるのが、もちろんいわゆる施設であるとかサービスの量の問題もあります。いずれにしましても、それを担っていく人材といいますか、マンパワーが不足しているということが大変今後にとってもですね、今の保育園にしても、子育ての関係の保育園の保育士さんの確保にしても、また今の診療所とか看護師さんの確保にしても、和楽の職員の方の確保にしても、いろんな意味でそういうスタッフの確保というのは大変大きな問題になっております。

そういう意味でも、やはりどこかから来てもらうということだけじゃなくて、町と

して養成していく、そういう人をつくっていくという立場で取り組む必要があるというように思うんですね。

この間、中学校とかいうところでは、社協を通じてのボランティア経験であるとかですね、この間、中学校の関係の奉仕活動の中でも保育園に行かれた生徒もおられるそうですけども、そういう経験はしているんだけども、そういった人たちがこの和東町で就労し、地域の医療や福祉を支えてくれるスタッフになっていくということを誘導していくという施策はどうしても私は必要だというふうに思っているんですね。その点で、やはりいろんな研究をしていただくということは大変大事なんですけども、余り時間はないというふうに私は思っておりますし、やはりそういった施策も町長の今後の方針としてしっかり持っていただきたいというように思うんですけども、もう一度その辺、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

岡本議員が今、言われておりますように、若い子供がそうしたものに職としてついでいただいて、和東町のためになってもらったら非常に重要なことだというのは私は思います。そして、それのところをそういう資金とか制度を設けて、そこからそういうようになれるようにしていくべきやと、こういう話であるわけですから、趣旨としてはよく理解できているわけです。

ただ、この制度を自治体として実際やっているのかというのも、調査というのか、所管の中では研究しておりました。現にそういうところをやっておられるところがあると。

それで、他市町村で就職された場合は、返還業務をしているんやとか、具体的に調べもしております。

ただ、そういう非常に大事なことではありますが、今、答弁の中で、ああ、そうですねと言える段階にはまだ至ってないというお答えはさせてもらったつもりで、今の質問の猶予がないというのはこういうことで、先ほどもいろんな面がありまして、やっぱり優劣をつけながら取り組んでいくという今の状況であると思いますが、タイミング的に総合戦略のときでもあるわけですから、その中での優先順位も含めながら、今、取り組んでいるところであります。

そういう意味において、今後においてもさらにこれを何するやなしに、やっぱり大事な質問であったものでございますので、やっぱり深く考えていくということも一方では重要だと思っておりますので、即、答えにはなっていないということではありますが、大事な認識をいたしておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

やっぱりそういった人を例えば仮に養成して働いてもらうにしても、先ほど言われましたように、その受け皿をどうするのかということもあります。今ある事業所等はありませんけども、そこを担っていただくことも大事ですけども、先ほどからありましたように、例えば、今後の福祉センターや診療所の今後という点で新しい保健センターとなるのかわかりませんが、そういった構想もやはり一定は持っている。ただ、やっぱりそういったこともしっかりと着実に計画化していく中で、それを担っていく人材というかスタッフの方を確保していくというものは独自にそういう制度を持っていく、大変大事だと思いますので、それもあわせてですね、ぜひ積極的に検討いただきたいと強く要望しておきたいと思います。

それでは、初めに戻りまして、懇談会の関係なんですけども、いわゆる趣旨としては同じでありますということによっていただいておりますし、いろんな各区の事情であるとかいうものもあるだろうと私も思います。ただ、やはりですね、地域に今の町

の課題というものはあるわけですし、そこに住む人たちの暮らしの現状にこそ今後のまちづくりのヒントというか要素というのがいっぱいあるわけですよ。そこに町が定期的に足を運んでいくということが大事なんだということを町として認識をいただいて、もちろん地域の方も相談をいただかないけないですけども、やはり年に1回は町として出向いて話を聞いていく機会を私は定着させていただきたいというように思うんです。

それはなぜかといいますとね、今、国のほうは、先ほど来からいろいろあるように、地方創生であるとか、そういうことを盛んに叫んでおられますけどもね、いわゆる平成の大合併でもありましたように、本当にそのときはそれが唯一の手段であるかのように、最良の手段であるかのように宣伝されましたけども、今や既に破綻しております。ですから、今回の地方創生にしてもですね、一定、地方のいろんな矛盾が繁栄している面もありますけども、やはりそういった平成大合併などのいわゆる失敗といえますか破綻とかそういったものも何ら反省もなくですね、自然現象のように人口が減ったのかとか地方が疲弊したかのように言って、頑張るところには金出しますよみたいなね、こういう本当に反省のない、ビジョンのない対応を私はしていると思うんです。そういうことに振り回されないという、国の一時のその場凌ぎの動きですよ、そういったものに振り回されないためにも常に地域の実態を抑えておく、声を聞いておくということが行政として私は大事じゃないかというふうに思うんです。そういう意味でこういう提案もしているんですね。

いわゆる平成大合併のときに町長が、私も覚えておりますけども、もうそれしかないみたいと言われてましたよね。問答無用みたいな形でですね、本当にこれは50年先、100年先を見越した大改革なんだというふうに天まで持ち上げられてですね、それで合併に一路向かわれましたけども、結果として、やらなくてよかったと思うんですね。

町長は今でこそ小さくても何とかいうことを盛んに言っておられますけどもね、や

はりそういった意味では、あのときそのまま突っ走って合併していたら、もうそんなことも言えないような状態になったと思うんですね、和東町としては。

私が言いたいのはね、それだけやはりそのときの国のやり方に振り回されて、町長並びに行政がね、議会が下す判断というのは大変重いということです。本当にそれに振り回されて平成の合併をしてしまったとことかね、もう取り返しがつかないわけです、はっきり言ったらね。

そういう意味でも、やはりそういうふうにならないためには、常に足もとをしっかりと見ていくという姿勢を町として持っていく上でも、こういう地域懇談会をしっかりと定着させていくということが私は大変大事じゃないかと思うんです。ですから、そこは5人そろったら何かということも、それはそれでまた周知してやっていただいたらいいと思いますよ、それはそれで。だけど、やはり町としてここはしっかりと抑えて取り組んでいくという意味で、これはぜひ実施していただきたいと思うんですけれども、もう一度その辺、町長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

2点だけ絞ってお答えさせていただきます。

一つは、平成の大合併ですが、あのときを思い出していただきますと、今、国に振り回されたということまではないんですが、あのときは合併しないと、非常にいろんな面で影響なり、あのままの制度ではやっていけないのは事実でした。

ところが、合併しとうてもできへんところはどうすんねんという中から、合併しないところもあり、結局、しなくてもいけるような交付税とか、いろんな措置が大きな軽減処置にはならなかったというのが非常に大きなところであろうというふうに思っております。そういう意味では、あのままの制度でいかれていたら、和東町は財政再建団体に陥っていたと、このように思います。

もう一つですが、岡本議員にこっちから聞くわけにはいきませんが、確かにその方法も一つですが、その場合の欠点は、決められた年度内に全部回らなきゃならないとか、長期制とかにならないと。今はむしろ地域づくりで必要なのは、それぞれの地域に合ったNPOとは言いませんが、区の中で地域づくりをいわゆる起こってくる住民グループがどう生まれてくるのかなと、こういうことが大事であるわけです。そういう中で、地域住民とは常に連絡を密にするということは大事ですけども、いわゆる何月何日、この期間にこれについて話し合いますという画一的な要素というのはなかなか難しい時代になってきたんじゃないかなと。それよりも、やはりやっついこうとしている中で、そういう地域づくりが起こるような住民組織、そしてその地域が一緒になってそれぞれの地域づくりをしていける。そして、Iターン、Uターンが入ってきて、その地域の特色のある地域づくりができればなど、こんな思いもしています。

それとあわせて和東町のまちづくりがきっちりマッチングしたときには、すごくすばらしい町になるのかなと。そういう意味では、やって成功されているところは、全部そういう方向を持たれるいるように私は思えてならないんです。

私はむしろそれだけやなしに、あらゆる方向を否定するんじゃないし、それも含めて、何も岡本議員のを今、全部否定しているわけじゃないんですけども、ただ難しいでやれてないのは、1年度でやるとしたら、14の区を全部一定の期間でやらなきゃならんと、そういう義務感が生まれて、本当に画一した中でやっていくということで、本当に形式的に持ったということしか残らないんじゃないかなと、こんな思いがあった反省の上に立って今、言うているわけでありまして、実質、区の意見を聞ける形、そして区民が一緒になってその区の地域づくりになる、今こそ考え直さなきゃならんときではないでしょうか。そういうためにはどういう持ち方をすれば、いま一度、原点から見直す必要があると思うところでもあります。そういうことでひとつご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

住民の声を聞くという意味ではですね、いろんなやり方があっていいとは先ほども言いましたけども、先ほど言いましたように、やはり地域を一定の期間で義務的に回らなきゃいけないという言い方をされましたけども、やはりこれだけ小さな町で、回ろうと思ったらすぐ回れるわけですよね、町としては。14、15の地域があって大変だと言われるけれども、もっと多いようなところでもちゃんと回っておられるところはありますよ。それを毎年ちゃんと結果もお返しして、いろんな形で声が寄せられているというまちもございます。そこはやはり町として住民懇談会に対する位置づけの問題だと思うんですね。ですから、もう少しその辺も考えていただいて、私はぜひ地域に足を運んでいただくと。

この間も新しい職員の方も多く入れかわっておられます。そういった方も含めてですね、地域に足を運んで、実際に生の声を聞いていくという機会としても大変大事だということに思いますので、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

次に、いわゆる移住・定住支援の関係ですけども、一つは、先ほど私の質問にもありましたけども、やはりこういった定住支援であるとか、空き家対策一つとってもそうですけども、やっぱりこれはここに聞きましょう、これはここに聞きましょうということではだめだと思うんですね。空き家の問題にしても、住宅の問題にしても、子育て支援の問題にしても、いろんな情報というのはちゃんとワンストップで集中して、どういうまちですか、どこでどんなことができますかということ聞いたときに、ここで全てわかるという、そういう仕組みをつくるのが、この間の研修も含めて大変大事だなと思いました。ですので、やはりそういったものを本当に地方創生の総合戦略とやら、一定人口をふやしていこう、出生率をふやしていこうというふうに思うんだったら、組織的にそういうふうにしていかないと、なかなか答えられないというふうに思うんですね。ですから、そこをやはり一つの窓口というよりも、本当に一つの

部署として独立させてですね、ここに聞けば必ずそのことの情報がしっかりわかると、対応できるという体制をまず持っていただく必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺、町長はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、岡本議員からいただいたご質問は、先ほど午前中の議員の皆さん方のご質問の中にもありました。ワンストップの問題あり、そして窓口一本化していくことが大事じゃなかろうかなと。

正直なところ、正面でお答えはしていなかったことは、朝の議員の皆さんにも申しわけないなと私、実は思っておりますが、といいますのはなぜかといいますと、今、こういうご質問が上がってくるというのは、非常に短期間でいろんないわゆる、本来なら観光係というものを設けてなかったわけなんです、観光行政というようなこともなかなか行政の中で生まれてきてなかった。議員の皆さん方が議論されてきて、私が観光係が生まれた背景があるのかなと。これは議事録を見ていただいたらわかりますが、そういうことでした。

そういうことで、今、空き家やらインバウンド、外国の方の受け入れとかですね、教育観光やら体験やら援農やらと、急にこの二、三年の中でふえてきたと。そういう住民の皆さん方がいろいろ考える機会がたくさん生まれてきたし、京都府の空き家対策も急速に進んでまいりました。

こういう形の中で対応し切れてないという事実が今あるわけでありますので、私は、今のところは、私もそういうときを迎えているという認識をさせていただいているということで、次の話は申しわけなかったわけなのであります。

今も同じことでありまして、今、言うように、どこかで組織つくって、担当を決めて、そしてやりますかという機構の改革のような形を提案いただいておりますが、そ

れとて、今、私は時代の中に置かれておりますが、具体的な案というのはお答えできる形の案は今、持ち合わせてないというのが今の状況の中では、非常にありがたい。こういうことを考えなきゃならん時代が来たのかなと。

私は朝から、この議会でこうした議論が出てくるのかなと受けとめさせていただきました。非常に重要なことであります。

今回の大きな特徴は、そういうことが議論された議会であるというのは、大層に言うとは、歴史に残る議員の今回の定例議会であったのかなと。本来なら、そういう形の中で思っておりますので、ひとつそういう大げさじゃないですけども、そういう形で思っておりますので、だから、そんな大きなことでこうしますというのはなかなか私もお答えできませんので、朝からも申し上げておりますように、重ねてご質問があったわけなんです、この辺のところは、ある意味では、そういう時代の中で私も重く受けとめて対応していく努力をしていきたいと、このように思っております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

別に町長のそういう感慨深いこととか、そういうことはどうでもいいんですわ。言うたらね、本当にそれをしようと思ったら、そういう情報は一つにちゃんとまとめて提供できる体制をつくる必要があるんじゃないですかということを行っているんですね。だから、やっぱりそこは今の中でもできるわけですからね、ぜひその辺は、何か遠い将来のことじゃなくて、やはり今すぐ検討していただくものとして、ちゃんと検討いただきたいというふうに、感動する暇があったらですね、具体的にちゃんと検討いただきたいと。そういう、別にそこのは求めていませんからね、具体的にやっていただきたいというふうに思いますし、先ほどありましたように、江府町で先ほど紹介があったね、ああいういろんな暮らしガイドみたいなやつがありますわね。これは交流のある伊根町でも、実は見てみますとね、移住支援ガイドというのを実際持ってお

られるんですよ、ホームページ等で。やっぱりそういったことを具体的に一つ一つやっていくということが大変、今、町長に求められていることだと。感動する暇があったら、まずそこをしていただきたいなと思いますので、そこはぜひ具体的によろしくお願ひしたいと思います。

それと、あとですね、やはり住宅の問題なんですけどもね、いわゆる奈義町のほうで大変痛感をしたわけなんですけども、奈義町のほうでは、いわゆる雇用促進住宅の買い上げと活用と、それから分譲地の募集と誘致と、そして若者向けの賃貸住宅というこの三つのやり方をとっておられたんですね。いわゆる分譲地の募集と誘致については、それでもかなり入ってはります。家、建てなあきませんけども、だけども、やはりなかなかそこまで資金がないという方のために、やはり若い方向けの町営賃貸住宅をつくろうということで、これは過疎の財源なんかも使ってですね、21戸でしたかね、建設をされて、全て埋まっております。

先ほどあったように、空き家を活用して、若者向けにしていくとか、それももちろんぜひやっていただきたいと思うんです。ただ、やはりね、町として一定の自由度のきくというかね、今の公営住宅というのは全て国の縛りがありますよね、公営住宅法というものが。だから、そういう意味では、やはり町として自由度のきく、家賃の設定にしても何にしても、物をしっかりと幾らかは持って、そこで受け入れていくということを持っていかないと、なかなか定住というのは進んでいかないというふうに思うんですよね。

言っておられて私も印象的だったのは、確かに投資が要りますよね。お金も使わなくちゃいけない。過疎債であったとしてもお金がかかります。先ほどの子育て支援の問題もそうなんですけどもね、やろうと思ったら、一定財源も必要になります。けども、それをすることによって、やはり若い方がとどまりですね、また、よそからも入ってこられ、そこで赤ちゃんが生まれ、子育てをやっていくと。その中で人口が一定保たれていく中でね、交付税の問題とか、また財源の確保もしていけるわけですよ。

それを中でそういった借金とかいうのも返していけるという展望もあるということをして、奈義町では言われていたんですけども、これは私は大変印象深く聞いたんですね。だから、そういう意味では、本当に一定投資はしなくちゃいけないけども、やはりそういった必要なものはちゃんと整備して、そこに若い方をとどめていくという意味では、住宅の建設はとても大事だということに思いますんで、そこをもう少し必要性の問題について、町長、答弁いただけますか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほどと重なって申しわけないんですが、まず前提として和東町の町の流出とか、いわゆる人口の流出ですね、こういう本質を抑えていかなきゃならないと思います。

今の過疎地域、また北部の過疎地域、この辺と立地条件は大きく違います。いわゆるよその立地は家をあけて、親子で全部出ていかれますが、和東町は親の方を残して自分らが出ていく。

今、農業をやっておられる方も、具体的に、隣接市で住居を構えて、親は和東町で農業をし、そして自分らは通い農業をしている。こういうときの実態がこの地域では可能なんです。

これから和東町のまちづくりは一定、今度は犬打峠のトンネル化とか、むしろ都市隣接均衡地域としての地域づくりをしていくときに、本来、北部のような東北とか離村の離島のような形の過疎地域と本質的に同じだろうかと考えるのは、いま一度慎重に考える必要があるというように私はっております。

そういう意味で、先ほど課長も私も答弁しておりますが、今、賃貸という形でとられると。これは三つの面でいわゆる問題があります。空き家についても三つの角度から問題を残します。これは直営でやることはいかかなものかなの問題、もう一つは、

法的な問題として、宅建的な問題はどうかというのと財政的な問題、こういうことになってきます。こういうときの体制、町がやらなきゃならんかというのは、うちの組織体制というのは、非常に人口が減ってきている中で、職員規模というのは限られてきます。こういう中で一つの方向として、トンネル化が進んでくると、学研都市の近郊として、むしろPFI、PPPとか、民間と絡むようなことが可能ではないかというような余地が残るまちなんです。だから、そういうことをもう少し考えていく必要があるのかなと私は思っておりまして、この点については慎重な面を持っているということでご理解いただきたい。大事なことだと思っておりますが、基本、慎重な姿勢を示しているのは、そういうことであるということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いずれにしましても、住宅の確保というのは、定住を進めていく上では欠かせない問題であるということをはっきりしておりますので、ぜひ、さまざまな角度からそこは具体的に挙げていただきたいというふうに思いますし、私も、そういった意味では研究も進めて、また提案したいと思えます。

最後に、もう質問できませんけども、子育て支援の関係ではね、これは全部もちろん一気にやってくださいと言っているわけじゃなくて、やはりこの間の研修も踏まえて、こういうこともまだまだできますという意味で提案させていただきました。でも、その中でも、高校生までの医療費の無料化であるとか、それから教育費の無償化というのは、やはり先日の連合議会でも、一定、教育長から前向きに検討したいというお話もありましたから、いずれにしてもお金を出すのは町ですから、子育て支援としてですね、やはり伊根町も既にこの4月から取り組んでおられます。ですので、やはり町としても前向きに検討いただいて、実現に向けて努力いただきたいということをお

願いたしまして、終わりたいと思います。

○議長（畑 武志君）

これにて岡本正意議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

会議の途中ではございますが、ただいまから3時50分まで休憩いたします。

休憩（午後3時41分～午後3時50分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第6、議案第57号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第57号の提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の第9条で個人番号の利用範囲を番号法別表第1に掲げる事務などに限定しています。このため地方公共団体が庁内連携として特定個人情報の授受を行う場合は条例を制定する必要があり、今回提案させていただいた次第であります。

また、その一環として国民健康保険税条例について、国民健康保険税の減免に関し一定の整理をし、あわせて減免申請に個人番号を利用することとして一部改正をお願いするものであります。

どうか慎重なご審議をいただきまして、承認いただきますようお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、議案第57号のご説明を申し上げます。議案書をよろしく申し上げます。

議案第57号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

平成27年12月10日提出

和東町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、制定する条例、条文を載せさせていただいております。

議長のお許しを得ておりますので、条文の朗読は省略させていただきまして、概要のみご説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

まず、条例の第1条には趣旨、それと第2条におきましては、この条例に係る用語の定義を定めております。第3条に町の責務をうたっておるところでございます。それと、第4条でございますけれども、個人番号の利用範囲を定めておるところでございます。これにつきましては、第4条の第1項でマイナンバー法の第9条第2項の条例で定める事務は、町長が行う法、別表第2の第2欄に掲げる事務とするということであらうたっておるところでございます。

これにつきましては、先ほど町長の提案理由にもございましたように、町長部局内でマイナンバーをいわゆる情報連携するに当たりまして、この定義が必要ということでございます。

法別表第2の第2欄に掲げる事務という形で限定しておるところでございます。いわゆる法定事務のみに利用するというところで、町独自施策におきます独自利用は現在のところ考えてないということで、今回の条例を制定するというところでございます。

第5条は、施行に関して、次の事項は別に定めるという委任事項をうたっておると

ころでございます。

附則でございますけれども、施行期日は、平成28年1月1日と定めておるところでございます。

和東町国民健康保険税条例の一部改正をこの附則でうたっておるところでございます。

これにつきましては、ちょっとおめくりいただきまして、資料No.57、和東町国民健康保険税条例の新旧対照表をつけさせていただいておるところでございます。

第25条 国民健康保険税の減免という形で、減免の対象者を現行より改正案では、より具体的にうたっておるところでございます。

ちょっとおめくりいただきまして、その中で、減免の申請書にいわゆるマイナンバーを記載するという形で、今回のその条例改正をしたというところでございます。

次のページが制定の概要をつけさせていただいておるところでございます。お目通しいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

○7番（岡本正意君）

それでは、幾つかお聞きしたいんですけども、いわゆる今回の条例というのはマイナンバー法の関係で必要な条例整備ということでもありますけども、午前中の一般質問の審議にもありましたように、本当のこのマイナンバーの制度というのは、法の本格施行の前から大変な作業を心配しなくちゃいけない。実際に今、起こっているということもありますし、それに対して何ら対策がない。啓発ぐらいしかないわけですね。

あと、実際にこの間いろいろなっていますように、この個人番号というか個人情報をちゃんと守っていくべきがないというのがこの制度なんですね。大変な欠陥だというふうに思うんですね。これがこの間の配達の未配達とかいう問題以上に大きい問題

として明らかになっております。

先日の連合議会でも委員会でも言いましたけども、いわゆる松本連合長が、個人情報 100%守るすべはありませんとはっきり言われました。そういうもとの、こういった限られた範囲であったとしても、マイナンバーを収集してそれを使っていくということは、やはり危険を承知でそういうことを運用していくということになると思うんですね。そんなことは行政として大変無責任じゃないですか。やはり町長としてされることは、こういう不完全な欠陥だらけの法をこのまま運用してはいけないということを国に対してちゃんと言うべきことじゃないんですか。仕方ないからやるとかじゃなくて、これでは住民の個人情報を守れませんよと。だから、ちゃんとしてくださいと。それがちゃんとなるまでは運用中止してくださいということぐらいはまず言うべきじゃないですか。その辺いかがですか、町長、お考え。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

この条例は、法律に基づいて、それぞれ市町村、この場合、適用する場合は、きちんと条例を定めてやりなさいと、こういうことに基づいております。

具体的に言うならば、上位の法律に従ってやっていくというのは、また別に法律があるわけですから、それに基づいて法律行為としてこれを出していかなきゃならない。やっぱり提案し、議会の議決を受けてやっていくという、一方では責任が求められている内容であります。だから、ここで私が無視してどうやと、こういう問題の内容ではないわけです。

ただ、今、ご質問がありましたようにですね、その上位の法律をつくるときに、もっと市町村がこういう問題やとすべきやなかろうかなと、こういうことあります。

今、ご案内のとおり、和東町はいわゆる町村会というところに属しておりまして、1町で声を挙げておらないわけです。それが今また6団体というところで団結

をして言うときは申し上げていると、こういうことであります。それが尊重されたか尊重されていないかということよりも、過程の中では6団体を通じて、これは新聞紙上にも流れておりますが、懸念すべきことがあるとすれば、こういった内容をそこで取り上げてやってもらっております。当然、私どもも、そういう中を踏まえての法律制定であろうというように思っております。

今となれば、法律に基づいて、上位法律に従った中でやっていく。上位法律にもし従わなかったとして、その行為は無効になるわけですから、やっぱり法治国家としてやらなきゃならん問題は責任としてお願いしたいと、こういうことで臨んでおりますで、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

無責任な状態でそのままやっていくということだと思うんですけど、ですから、本当に法律自身も無責任ですし、それをわかって法治国家というね、それは法が間違っているから、それが間違った法による治め方ということかもしれませんけども、大変これは大きい危険だと思うんですね。

ちょっと具体的に聞きたいんですけども、先ほどありました町長が行う法、別表第2の第2欄に掲げる事務というのは、いわゆる法定事務だけに限られているというように話されましたけども、具体的にはどういう事務ですか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

法定事務でございますけれども、別表第2に定めておる法定事務ということでございまして、資料にはつけさせていただいておらないわけですが、120の項目

からなるというところでございます。

その中で、情報の照会者が都道府県とか市町村長とか、そういった形で分かれておるといわけでございます。その中で市町村長が情報照会者として定められている部分につきまして、今回、同一期間内、町長部局内でいわゆる連携ができるという形で制定させていただくというものでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

よくわからないんですけどね、具体的にどうなのかと聞いているんです。例えば、住民にとってその個人番号を使用するという利用範囲として言われているわけですが、具体的にどういうときにこれが使われると。住民にとってどういう関係があるときに使われるということを幾つか例を挙げてもらえますか。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

いわゆる一つの例示ということでございますけれども、町内連携ができる一つの想定といたしましては、地方税法に基づく税の情報をいわゆる災害のほうで使用する場合がございますね、いわゆる被災者生活再建支援金の支給に関する事務とか、そういったものにいわゆる税情報が必要になるという場合につきましては、防災分野のものが税情報のその情報を活用できるということとなっておりますのでございます。

具体的な件につきましては以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる国保税の減免申請に対してですね、後で出てますけども、この附則以降の中に出ておりましたけども、そのときにも個人番号を記載いただいて、申請いただくというふうに今回なっておりますけどね、これはいわゆる個人を特定するという意味だと思うんですよね。

そこでちょっとお聞きしたいんですけどね、朝の一般質問の答弁の中で、いわゆる今、通知カード行ってますね。しかし、本人に行き渡らずに100件ぐらい返ってきたと。そのうち幾つかまたとりにきはったけども、それでも90件ぐらいがまだ残ってますと。そのうち4件は拒否されましたというふうに言われました。これはある意味、私は大変理解できると思うんですよね。

何の守る保証もないというような制度の中で、勝手にそういう番号を振られて、いろんなことに丸裸にされてしまうわけですよね。そういうことに対してやはり疑問を感じられる方というのはあると思うんです。

受け取りは拒否しなくても、例えば、それを今後いろんなものに使っていくということについて抵抗をお持ちの方も大変おられると思います。そういう意味では、そういうケースもこれから出てくると思うんですね。

その場合、例えば、受け取りを拒否するとか、それから、あと、もし例えばこういう減免申請するときに、したいけども、でも私は個人番号を記載はできませんというふうに言われたときに、そういうときは申請はできないんですか。

例えば、具体的に言えば、国保税の減免申請するときに、個人番号が付されてなかったら申請は無効だということでしょうか。それとも、それでも受け取れていけるということでしょうか。その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

はい、お答えいたします。

ただいまの質問ですけれども、減免の申請を受けるときに、本来であれば、28年1月1日からはマイナンバーを記載するというようになっております。ただ、その時点で自分のナンバーがわからないというようなことも考えられますので、それは受け付けを拒否するということは今、考えているところではございません。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

拒否しないということですよ。申請は申請で受けると。というのはね、例えば、減免の今回こういう規定が設けられたのは初めてですけれども、減免規定自身は今までもあったわけです、条例の中に簡素な形で。だから、今までだって減免申請したらできたわけです。ということはですね、減免申請される方の個人の特定というのは十分できるということなんです、個人番号がなくなっても。そうですね。

じゃあ、もう一回聞きますけどね、マイナンバーがなくても、その人、申請者の個人が特定できますよね。どうですか。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

はい、お答えいたします。

必要な本人確認を行えばそれは可能でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

個人番号するのに必要ないわけですよ、言ったら。特定できるんだから、別に必要ないですね、町長、これ。だから、要はわざわざ別に個人番号を付さなくたって、十

分に、保険証もあれば、免許証もあれば、今までいろんなそういう個人を特定できるものというのは幾らでも持ってはるわけでしょう、町として。だから、そういう意味ではこれをわざわざ個人番号を利用しなくたって特定できるし、申請もできますと、拒否しないということなんだから。だから、これは別に要らないんじゃないですか。どうですか、町長。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、一方で今回の、先ほどと連動するんですけども、いわゆる法に基づいて町内で使用していくならば、こうしてきちっと限定してやっていきなさいよと、こういうことです。

国保税で今、申されますと、国保税の減免というのは、必ずしもうちからやっていくんやなしに、うちのその減免規定を見ていたらわかりますが、申請主義をとっております。申請主義をとったときに、本来なら、課税状況はこうですね、ああですねという証明をつけて出さなきゃならん場合がありますが、それをなくして、もうこれで処理できるという簡素業務もできるわけなんです。だから、これをするつもりでやってない。マイナンバーはこういうことにも使えます。使う場合には、こういう条例で規則をきちっとつくりなさいねということで、法律第9条2項にきちっと書いているわけですね。

今、できた法律。それに基づいて、たまたま今、減免で言うておられますが、減免の申請主義の中に所得税を添付してならなきゃ、本人の責任で出さなきゃならんやつが、それを求めなくても、申請してもらったらこれで運用しますよということに、事務処理するためにこの規定を設けている。

ただ、今、言われた形はこれですけども、ほかにもこういう形で処理をさせていき、国の言うてる話になってきたり、私どもの説明の立場で言うなら、利便性を図ってい

くと、こういうことであります。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

要は、基本的に要らないわけですよ。特別必要じゃないということですよ。もっと言うんだったら、いわゆる個人番号の記載を望まなければそれでも構わないということでしょう、今の話では。別にそれは私はいいですということであって、いろんな書類を出さなくちゃいけないんだったら出しますと。それで申請してくださいと言えばそれで受けていただけるということですから、もし仮にこれでそのままいかれるのであれば、そういうこともちゃんと周知していただきたいと思うんですね。必ず要りますよということじゃなくて、なくてもできますよということをちゃんと周知していただく。それがやはり現実の問題として、今の現実でいえば大事だと思うんですね。それはぜひやっていただきたいし、それはちゃんと明言いただきたい。

もう一つね、マイナンバー問題以外の話ですけども、今回、国保税の減免について、どういう場合は減免の対象になりますよと書いていただきました。これは何で今まで書いていただけなかったのかというのを大変疑問に思っているんですね。はっきり言ったら、これは行政の怠慢でしょう。

そういう意味では、こういう規定を設けていただくことは当たり前ですけども、今後そういうことが対象になって、対象になると思ったら減免申請してくださいよというようなこともちゃんと周知していただきたい。住民に明らかにしていただきたいと思うんですね。そうじゃないと、何のための申請の手続なのかということになります。ですので、こういう規定を設けられたんだったら、こういう場合に減免の対象になります。そう思われる方はぜひ申請してください、申請用紙もありますよということを含めてちゃんと明らかにして、ちゃんと窓口にいつでも申請用紙を置いて、そういう

方が来られたらちゃんと対応できるように、そこまでちゃんとしていただきたいというふうに思うんです。

その辺どうですか、担当課。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

はい、お答えいたします。

岡本議員がおっしゃるとおり、これまで条例化をされてなかったわけですが、このの該当者につきましては、75歳に達する者が後期高齢者医療制度に以降することにより、社会保険から後期高齢者に移行することにより、被保険者の方が国保の被保険者となって国保料を納めなければならないというようなことが手続として、国保に入るときにこちらのほうで調べることができますので、条文ではうたってなかったですが、そういった取り扱いはこれまでも行っているところでございます。

今回、この条文がなかったということで、明文化させていただいた次第です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そういったことをちゃんと周知していただきたいということなんですね、いろんな場合に。

いわゆる、その他特別の事情がある者というのもありますよね、これはその他特別な事情ですわ。いろんな今の経済状況ですから、いろんな意味で貧困になってしまう、また仕事なくなる、収入が大きく減る、いろんな場合があると思いますけども、そういった場合も含めて、それを受けられるかどうかは別にしても、申請できますよということをお知らせしていただきたいというふうに今回の条例化を機にやっていただきたいと思いますし、もう一つだけ最後に確認にしておきたいんですけどね、町

長、さっき言いましたよね。いわゆる、番号法に基づいてやっていますと。国保税の減免申請についてもそういうことがあるので、番号を入れてほしいということで書いてますと。それはわかりました。

しかし、今、あったように、仮に番号がなくても申請は受けますよということなので、そこもちゃんと周知していただきたい。それはよろしいですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

もう一回確認なんですけど、このナンバー法というのは国で決められた法律なんです。これが町村の事務の中に使っていくんだしたら、これをきちっと使う規定をきちっと設けて、条例を設けてやりなさいねと、こういう内容で今回提案させていただきました。

だから、今、岡本議員がご質問いただいておりますのは、ここの中で国保税一つ取り上げてみたら、国保税の中には軽減をうたった項目があります。何ら今、条例改正しておりません。申請主義でありますし、これがあつたさかいにて国保税は何ら変わらない変わったのは、本人が今まで所得証明を上げたりやっていたものが、役場の中でそれを出してもらわなくてこの番号さえ言うてくれたらそこから引っ張ってきますよと、こういう話ですから、本人に便利がええだけであって、これができたさかいにいうて、この条例が変わることによって、今までの形は今のところは変わらないわけですから、その辺のところをきちっと抑えて話ししないと、話はややこしくなるというように思っております。

もう一度繰り返します。

今回の国のほうでナンバー法と言われておるもので制定されました。その制定は個人も使われますし、住民・役場の中でも使っていきます、今後いろいろなところで拡大されていきます。役場で使う場合にはきちっと条例を設けて、そのきちとした

とこ以外は使わんようにきちっと設けなさいなということやから、今、設けさせていただきました。

それで、これが用ないのやったら、本人に用ないなんて言いなさいよと今、言われましたけど、これからナンバー法は広がっていきます。たまたま国保税に使われ方は便利やけど、これは用ないさかいに、あんた使わんかてええなんていうような指導もすることもできる内容やないんですね。たまたま今回はうちで使う場合は規定だけしているだけですから、このナンバー法というのいろんところで拡大し、日本の根幹をなしていくと思います、逆に言えば。だから、それだけに大きな内容の改正であります。それを今、岡本議員が心配されている面が私も理解されているところはそういう意味でありますし、連合の松本連合長の言われているところの重きも重い話としてもよく理解できます。

くどいようですけど、そういう中で、今回、和東町で使う場合には、きちっと条例を定めてやりなさいねということですので、今回、条例をお願いしたと、こういうことですので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第57号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第57号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第59号 和東町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第59号の提案理由を申し上げます。

町営第5中西団地住宅の建てかえ工事の完了に伴い、和東町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する必要性が生じたので、ここに提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

それでは、議案第59号についてご説明申し上げます。

議案第59号

和東町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成27年12月10日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、

和東町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

和東町営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

別表 1 第 1 中西団地の項中「昭和 4 7 年度」を「平成 1 1 年」に、「1 0 戸（簡 2）」を「9 戸（準 2）」に改め、同表第 5 中西団地の項中「昭和 5 0 年度」を「平成 2 7 年度」に、「1 0 戸（簡 2）」を「5 戸（木平）・4 戸（木 2）」に改める。

別表 1 の備考を次のように改める。

（備考）木平一木造平屋建 木 2 一木造 2 階建 簡 2 一簡易耐火構造 2 階建 準 2 一準耐火構造 2 階建
でございます。

別表 2 中、「第 2 中西団地駐車場、和東町大字別所小字中西 2 9 番地 8」を「第 2 中西団地駐車場、和東町大字別所小字中西 2 9 番地 8」「第 5 中西団地駐車場 和東町大字別所小字中西 1 4 番地 9」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行するでございます。

次に、N o . 5 9 の資料でございます。この中でご説明させていただきます。

別表 1 の分で、第 1 中西団地の部分が既に平成 1 1 年度に建設されておりましたが、改正されずに現在まで至っております。申しわけございません。ということで、第 1 中西団地の部分を今回「1 1 年度」と「9 戸（準 2）」に改正させていただきます。

そして、一番下の段でございます。第 5 中西団地、現行が「昭和 5 0 年度」というところ、また「1 0 戸（簡 2）」を左の改正後でございますが、第 5 中西団地、「平成 2 7 年度」「5 戸（木平）・4 戸（木 2）」でございます。

次、めくっていただきまして、2 ページの下側の段、別表 2 からでございます。

今回、第 5 中西団地につきましては、駐車場を設置しておりませんでした。ということで、今回、3 ページの 2 段目、「第 5 中西団地駐車場」「和東町大字別所小字中西 1 4 番地 9」というものを右側の「第 2 中西団地駐車場」と「第 1 中山団地駐車場」の間に挿入させていただいたということでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第59号 和東町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第59号 和東町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第60号 和東町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第60号 和東町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回の税条例の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、昨年度の国税の改正を踏まえたものになっていますが、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、猶予に係る担保の徴収基準など、一定の事情については各地域の実情に応じて条例で定める仕組みとされたことから、和東町税条例に規定を追加するものであります。

慎重審議の上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

それでは、議案第60号の説明をさせていただきます。

議案第60号

和束町税条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成27年12月10日提出

和束町長 堀 忠雄

説明につきましては議長の許しを得ておりますので、資料No.60の新旧対照表により説明させていただきます。

今回の条例改正の趣旨でございますが、平成26年度の税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われたことを受け、地方税の猶予制度についても所要の見直しが行われることになり、今回の改正では納税者の申請による換価の猶予制度の規定が追加されるなど、昨年度の国税の改正を踏まえた内容になっております。

それでは、新旧対照表の1ページ、まず第8条については、猶予に係る徴収金の納付は、財産の状況その他の事情から見て合理的かつ妥当なものに分割して納付させるとして、徴収猶予に係る徴収金の分割納付等について規定をしているものでございます。

続きまして、次のページをお願いします。

第9条第1項でございますけれども、徴収猶予の申請における手続として、1次に納付することができない、または猶予を受ける金額及び期間、分納納付する金額と期間、さらには担保を提供する場合の担保の内容等記載事項について、また第2項から次の

ページの第6項につきましては、それらを証するための添付書類について規定されたものでございます。

続きまして、次のページをお願いします。

4ページ、5ページ、第11条、12条、13条につきましては、既存の職権による換価の猶予、いわゆる滞納処分による財産の換価の猶予に係る手続として、今回創設された申請による換価の猶予について、適用要件や手続などが追加されました。

第18条、次のページの第23条につきましては、文言の変更となっております。

続きまして、6ページ、第36条以降につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する法律の規定に基づく所要の改正でございまして、各種申請や申告等に記載する氏名または名称に個人番号または法人番号を記載するという内容のものでございます。

18ページまで同様となりますので、飛ばさせていただきます。

続きまして、18ページの第16条 軽自動車の税率の特例として、初めて車両番号の指定を受けてから14年を経過した三輪以上の軽自動車に対して、おおむね20%の重課をするというような内容になっております。

第2項以下につきましては、第1項の追加による各項番号の変更でございます。

続きまして、19ページ、第16条の2 たばこ税の税率の特例につきましては、平成28年4月1日から、紙巻きたばこ3級品に係るたばこ税及びたばこ特別税並びに都道府県たばこ税及び市町村たばこ税の特例税率が廃止されたことにより、削除されたものでございます。それに伴いまして、平成28年4月1日から販売用の紙たばこ3級品を5,000本以上所有するたばこ販売業者に対して、たばこ税の手持ち品課税が行われることとなります。

以上、和東町税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今回の税条例につきましては、一つは、初めにありましたように、徴収猶予の関係、換価の猶予の関係は、申請に基づく部分については明記ということそのものは一定評価できるというように思っておりますけれども、ただ、いわゆる、先ほども言いましたけれども、番号法の問題ですね、それから、あと、今回、軽自動車税の関係ですね。いわゆる14年経過した分については、これは環境のことかもしれませんが、税を割り増しするというようなことで、これはどういうことなのかという思いはありますけれども、そういった点がちょっとひっかかりますので、私は反対いたしますが、まずお聞きしたいのは、今回、徴収猶予の関係の申請等ですね、住民から申請を受けるという点では、住民がこういった制度をちゃんと熟知する必要があると思うんですけども、これについての今後の、これだけいったらわかりにくい部分がありますので、わかりやすい意味での周知、啓発をどのようにされるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

はい、お答えいたします。

今回の税条例改正による換価の猶予等につきましては、またホームページ等を利用しながら住民に周知していきたいというように考えています。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

先ほどの国保税もそうですけれども、やはりこういった減免とかですね、そういったものについての当然あるべき権利の問題ですけれども、こういうものについての周知は

大変弱いと思うんですね。いわゆる徴収についてのいろんなことについては大変積極的にやられるけれども、当然、認められている減免とかの制度であるとか仕組み自身の啓発が大変おこなわれております。ですので、その辺をしっかりとですね、もちろんホームページもそうですけども、やはりしっかりと文書として見るものとしてぜひ発行もしていただいて、啓発に努めていただきたいというふうに思います。

もう1点ですね、いわゆる軽自動車税の今回の措置ですけども、この辺のこういった措置が行われる理由いうのを一応説明いただきたいのと、やはり和束町として今後これを適用した場合にどういった影響があると考えられているか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

今回の軽自動車税の税率の特例につきましては、先ほど岡本議員も少し触れられていましたけども、登録してから13年以上経過した車につきましては、余り環境に配慮してないという意味合いもあるのかと思われまます。

また、前回にグリーン化特例の関係で環境に配慮した分の軽自動車につきましては、経過がなされたという経過も踏まえた中での改定でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆるそういった14年経過した分は環境に配慮してないというふうに、ある意味決めつけといたらあれですけども、中で増税にするというのは、だから新しい環境に配慮した車に買いかえなさいという国の誘導なのかもしれませんけどもね、これはやはりしっかりとちゃんとメンテナンスして長く使っておられるというような部分では、これは大変しゃくし定規な政策だなというふうに思わざるを得ませんし、この

点については理解できないというふうに思います。

こういった点を一定指摘しまして私は反対いたしますので、よろしくお願いいたします
ます。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第60号 和東町税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに
賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第60号 和東町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり
可決されました。

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長いたします。

日程第9、議案第61号 京都地方税機構規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第61号 京都地方税機構規約の一部を変更する規約の提案理由を申し上げま
す。

京都地方税機構が処理する事務に、新たに軽自動車税申告書等のデータ作成及びこ
れに関連する事務を追加するため、その規約の一部を変更することについて、京都府

及び京都市を除く福知山市ほか25市町村と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、提案させていただいた次第であります。

どうか慎重なご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

それでは、議案第61号の説明をさせていただきます。

議案第61号

京都地方税機構規約の変更について

地方自治法第291条の3第1項の規定により、京都地方税規約の一部を次のように変更する。

平成27年12月10日提出

和 束 町 長 堀 忠 雄

規約の変更につきましては、議長の許可を得ておりますので、次のページの資料No.61にて説明させていただきます。

本規約の変更につきましては、軽自動車の経年重課や経過に対応するため、来年の4月以降、軽自動車の検査データが全市町村に提供されることから、そのデータの取り込み、また正確性の確保、入力業務の効率化を図るため、課税事務に係る共同化に向けて京都地方税機構が処理する事務に新たに軽自動車税の申請書等のデータ作成及びこれに関連する事務を追加するため、第4条に第2号としてその条文を追加したものでございます。

また、次の2ページですけれども、別表につきましては、その事務に要する費用として、市町村の負担金割合の算定根拠が示されているところでございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

町長にお伺いしますけども、いわゆる地方税機構の事務というものが拡大していくという話ですけども、税機構はいわゆる徴収業務が主な業務として今やっていただいておりますけども、それにプラス課税業務にかかわる問題についても拡大していくというのが今回の一環だと思うんですね。

課税業務というのは、各市町村にある自主権にかかわる問題だとして、課税業務を共同化していくことについてはいろんな批判もございます。そういう意味では、今回のこういったものは私はすべきじゃないというふうに思うんですけども、その辺、町長はどうお考えですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

この税機構は今、岡本議員がご質問いただいておりますように、そういう権限もある程度残しつつ、共通してできる処理とか、そういうものに特化して当初スタートいたしました。

そういう精神は残しつつですね、こういった機能、今に至っては非常に各市町村において共通をさらにしていかなきゃならん、そういう事務の電算化、いろんな業務においても進んできている中で、大きく変化も生じてきております。

基本的には、自治権を残しつつ、どの範囲までいけるか、これはやっぱり慎重審議協議をして進めていく必要があると、こういうことであります。

今回もそういうことからですね、京都府と関係市町村、一部除いている市町村がありますが、そういった含めて慎重に協議し、こういう方向でまとめていきたいということで進めていくに当たって、今回その前座として皆さん方の議決をいただいております。

ね、慎重に図るためには議決いただく。そして、その内容によって協議する。そして、機構規約の中に入れ込むと、そういう慎重さをとっております。

まさに今、岡本議員が言われる、その趣旨にもとに慎重にやり、しかし一部はですね、自治権があるからといって根幹のところでは難しいんですけども、完全にするところは協議に入れていこうという姿勢でありますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる自治権の精神を残しつつと言いながらですね、実質はどんどん骨抜きになっていくというね、精神だけ残って実質の仕事は全部やっていますみたいなことになりかねないと思うんですね。こういうところからどんどん移して行ってですね、やはり自治権というのはそうやって切り売りするもんじゃないと思うんですよ。市町村として持っている自治権というものはしっかり大事にしてやっていくことが基本だというふうに思いますし、そういう点では大変問題が多いと思います。

それとですね、先ほど説明の中に、今回の計上したのを、関係の事務を地方税機構に移すことで、いわゆる事務の効率化とかいう話をされていましたが、本当にそうなのかと思うんですね。

一応確認したんですけども、今回のいわゆる軽自動車の関係の事務の共同化の対象になっているのは全ての軽車両ですか。その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

全ての軽自動車と認識しております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

私の聞くところによりますと、いわゆる原付とか耕運機とかですね、そういった軽車両については引き続き市町村で行うというふうに聞いております。そういった点で、これは税機構、これは市町村というのは大変非効率だというご意見も聞いております。その辺はどうなんですか。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

済みません、もう一度確認させていただいた上で答えさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いずれにしても、そういったものでいえば大変非効率ですし、仮に例えば効率化したいのであればですね、そういう軽自動車の検査情報等をそういった取り扱う協議会がデータ入力をして市町村に流せば済むんだと。

先ほど言われたように、電算化とか進んでいる中で幾らでも効率化できているわけですね。わざわざ税機構に自治権を切り売りして、そういうものを事務化していく必要なんてないじゃないですか、はっきり言わせてもらったね。

いわゆるそういった全ての軽車両じゃないという意味では、こっちはこっちで、こっちはこっちでと大変非効率ですし、二重行政になっているというふうに言わざるを得ないと思いますし、こういった形での税機構への移管というのはやはりすべきじゃないと。問題も多いと思いますし、非効率だという意味からも、これは和東町としては移管すべきじゃないというふうにご意見すべきじゃないですか、そういう協議をされるというんだったら。こんなことしたままやるのが何で効率的なのか大変理解

ができませんので、その辺、町長は理解されているのかどうか知りませんが、そういう問題がある以上は、やはり和東町としては移管は適切じゃないというふうに意見すべきじゃないですか。町長、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今日的なコンピュータの問題もありましょうけども、こういういろんな自動車業界との税の関係とか、そういった業務において非常に大きく事務が変わってきているわけです。だから、先ほど課長が後で調べるということですから、基本的には軽自動車税ということにいただいている分については、一くくりで、だから原付自転車とか、何とか耕運機とかはまた別の項目で上がってきていますが、税項目でいう軽自動車税というのは、一くくりで今回は移管するというように私は理解いたしております。

そういう意味で、原付とかそういうのは残るだろうというように思いますが、今回、税課目の中、これはなぜかというたら、先ほどの自治権とかそういうこと云々よりも、今の業界の流通、いろんな手続においても、いかにどれをとれば住民がいかに早期にできるかという観点を加味されてきているわけで、そういう生活習慣、いろんな面から踏まえてこういったことについて、いわゆる合理化とは言いませんが、早く処理するという考えもありましょうし、また和東町の立場でいえば、もう少し決まりきったこと、どことも違うんだったらいいんでしょうけど、形式的なところまで自治権だと置いておいて、非合理的なことを残す根拠もないと。

だから、私、先ほど精神的なもんは、当然、これは町村において課税するわけですから、その課税権というのは持ってはおりません。だから、関連する事務については、そういう観点から移行したと、こういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

最後にしますけども、いわゆる課税権は売り渡してないけども、事務だけ移管するんだというふうな言い方をされましたよね。そんなことおかしいと思うんですね。それは一体のもんでしょう。権利だけ残しておいてね、実際にやる事務はむこうですよみたいな、こんなことはあり得ないわけで、今回はそういう中で少しずつ少しずつこうやって課税権の一部をどんどんどんどん切り売りしてですね、多分、これは京都府の地方税機構の方針としては、全体的に課税権も地方税機構で扱っていくという方針をお持ちだと思うんですね。これは今、町長が言われたような精神をも全部売り渡していくという方向の一環だというふうに言わざるを得ませんし、事務的にもとても効率とは思えないと思いますので、私は反対いたします。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第61号 京都地方税機構規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第61号 京都地方税機構規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第10、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第4号の提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員3名のうち2名の任期満了に伴い、中尾彦弘氏、辻一夫氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めたく提案させていただいた次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

同意第4号のご説明を申し上げます。

同意第4号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記

住 所 京都府相楽郡和東町大字石寺小字上出2番地

氏 名 中尾 彦弘

生年月日 昭和12年6月8日

住 所 京都府相楽郡和東町大字柚田小字下柚田8番地の1

氏 名 辻 一夫

生年月日 昭和13年11月8日

平成27年12月10日提出

和東町長 堀 忠雄

裏面に略歴書をつけさせていただいておるところでございます。

町長の提案理由にもございましたように、2名とも再任ということとなっております。
ころでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、来る12月18日午前9時30分より本議場で再開いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後4時52分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

和東町議会議長 畑 武 志

署名者

和東町議会議員 井上 武 津 男

〃

和東町議会議員 岡 田 泰 正